

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成17年3月11日

議 会 事 務 局

# 目 次

総務常任委員会

3月11日

|   |    |
|---|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局<br>職員、審査案件 .....    | 1  |
| 開会の宣告 .....   | 2  |
| 市長あいさつ  |    |
| 委員会記録署名委員の指名 .....                                    | 2  |
| 議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査 .....                           | 2  |
| 補足説明（総務部長、市長公室長、消防長、監査委員・選挙管理・公<br>平・固定資産評価審査委員会事務局長） |    |
| 質疑（野口委員、森西委員、本保委員、大澤委員）                               |    |
| 散会の宣告 .....   | 67 |

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成17年3月11日(金) 午前10時 開会  
午後4時57分 散会

### 1. 場所

大会議室

### 1. 出席委員

|     |       |      |      |    |      |
|-----|-------|------|------|----|------|
| 委員長 | 三好義治  | 副委員長 | 森内一歳 | 委員 | 大澤勝哉 |
| 委員  | 本保加津枝 | 委員   | 森西正  | 委員 | 野口博  |

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

|                              |       |             |      |         |      |
|------------------------------|-------|-------------|------|---------|------|
| 市長                           | 森山一正  | 助役          | 小野吉孝 |         |      |
| 市長公室長                        | 中西肇   | 市長公室次長      | 羽原修  |         |      |
| 同室参事兼秘書課長                    | 南野邦博  | 同室参事兼人事課長   | 中岡健二 |         |      |
| 同室参事兼人権政策室女性政策課長             | 寺西義隆  |             |      |         |      |
| 秘書課参事                        | 山野芳男  | 同課参事        | 藤井智哉 | 政策推進課長  | 有山泉  |
| 同課参事                         | 中野泰男  | 同課参事        | 山田雅也 | 人事課参事   | 杉本正彦 |
| 人権政策室人権同和対策課長                | 藤原堅太郎 |             |      |         |      |
| 総務部長                         | 奥村良夫  | 同部次長兼財政課長   | 川崎修  |         |      |
| 同部参事兼法制文書課長                  | 小寺芳政  | 同部参事兼市民税課長  | 中井秀一 |         |      |
| 同部参事兼納税課長                    | 井田博敏  | 総務防災課参事     | 寺本敏彦 |         |      |
| 財政課参事                        | 堤守    | 情報政策課長      | 東角泰典 | 固定資産税課長 | 宮部善隆 |
| 契約検査課参事                      | 梨木幸三  | 収入役室長       | 今井勝  | 同室参事    | 佐伯卓治 |
| 監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 | 杉浦徹   |             |      |         |      |
| 同局次長                         | 高山真弓  | 同局参事        | 大砂涉  |         |      |
| 消防長                          | 稲田晴彦  | 消防本部次長兼消防署長 | 石田喜好 |         |      |
| 同本部次長兼総務課長                   | 浜崎健児  | 予防課長        | 水田謙二 | 警備第1課長  | 北居一  |
| 同課参事                         | 池沢弘員  | 同課参事        | 関口一男 | 警備第2課長  | 埜口節夫 |

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局主幹 上 清隆

### 1. 審査案件(審査順)

議案第1号 平成17年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第9号 平成16年度摂津市一般会計補正予算所管分  
議案第45号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第37号 摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第5号 平成17年度摂津市財産区財産特別会計予算  
議案第12号 平成16年度摂津市財産区財産特別会計補正予算  
議案第22号 摂津市の休日を定める条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第23号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第24号 重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分  
(女性センターに関する部分)  
議案第32号 摂津市立女性センター条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第19号 摂津市収入役の事務の兼掌に関する条例制定の件  
議案第46号 摂津市助役定数条例を廃止する条例制定の件

(午前10時 開会)

○三好委員長 ただいまから総務常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

連日、議会でお疲れのところ、きょうは総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、先日、当委員会に付託されました諸議案、ご審査いただくわけですが、どうぞよろしくご審査いただきまして、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一たん退席いたしますが、在庁いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

開会に当たりまして一言ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

○三好委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○三好委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、議案第1号、平成17年度摂津市一般会計当初予算のうち、総務部等に係る部分につきまして、

目を追って主なものの補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、23ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、前年度に比べ1,700万円の減となっております。これは給与収入総額は6年連続減少しているものの、一部税制改正による増が見込まれることなどを考慮し計上いたしましたものでございます。

目2、法人は、前年度に比べ4億1,800万円の大幅増となっております。これは前年度に引き続き、企業収益の改善による法人税割の増が見込まれることによるものでございます。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ2億9,200万円の減となっております。これは家屋については新・増築による増が見込まれるものの、土地については地価下落により評価額が引き続き減少していることを考慮し、計上いたしましたものでございます。

次に24ページ、目2、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、前年度と同額を計上いたしております。

項3、軽自動車税は、前年度に比べ100万円の増となっております。これは四輪乗用車の増加によるものでございます。

25ページ、項4、市たばこ税は、前年度に比べ2,100万円の減となっております。これは、たばこの消費本数が減少していることによるものでございます。

項5、都市計画税は、前年度に比べ5,900万円の減となっております。これは、固定資産税と同様の理由によるものでございます。

26ページ、款2、地方譲与税、項1、所得譲与税は、前年度に比べ1億5,700万円の増となっております。これは、

三位一体の改革に伴う平成17年度国庫補助負担金の廃止・縮減分の代替財源として、増額措置されたものでございます。

項2、自動車重量譲与税は、前年度と同額を計上いたしております。

27ページ、項3、地方道路譲与税は、前年度と同額を計上いたしております。

款3、利子割交付金は、前年度に比べ、2,000万円の減となっております。

28ページ、款4、配当割交付金は、前年度に比べ200万円の減となっております。

款5、株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ、600万円の増となっております。

29ページ、款6、地方消費税交付金は、前年度に比べ2,000万円の増となっております。

款7、ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ20万円の減となっております。

30ページ、款8、自動車取得税交付金は、前年度に比べ、3,500万円の増となっております。これは平成16年度決算見込み、大阪府の交付見込み等を参考に計上いたしたものでございます。

款9、地方特例交付金は、前年度に比べ1,000万円の増となっております。

31ページ、款10、地方交付税は、前年度に比べ2億8,600万円の減となっております。これは、三位一体の改革に伴う地方交付税の抑制により、平成16年度に引き続き、本年度も普通交付税が不交付になると見込まれることによるものでございます。

款11、交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ200万円の増となっております。

32ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は、庁舎施設等使用料を、また36ページ、

項2、手数料、目1、総務手数料では、税務諸証明手数料などを計上いたしております。

続きまして、51ページをお開きください。

款15、府支出金、項2、府補助金、目9、振興補助金は、前年度と同額を計上いたしております。

項3、委託金、目1、総務費委託金では、府税徴収事務委託金を計上いたしております。

53ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は、前年度に比べ400万6,000円の減となっております。これは、土地貸付収入の減によるものでございます。

目2、利子及び配当金は、各種基金利子を計上いたしております。

54ページ、款17、寄附金は、前年度と同額を計上いたしております。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、前年度に比べ2,123万円の減となっております。本年度は、市場池貸付収入の20%相当額のみ計上いたしております。

55ページ、項2、基金繰入金、目1、財政調整基金繰入金は、前年度に比べ6億9,223万5,000円の増。目2、減債基金繰入金は、前年度に比べ3億1,084万5,000円の増。目3、総合福祉会館再整備基金繰入金は、前年度に比べ10億円の増となっております。これらは、公債費のピークを迎え、増嵩する歳出と減少する歳入との調整のため、基金を取り崩し、また、基金から借り入れを行い、一般会計に繰り入れるものでございます。

56ページ、款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金

は、前年度と同額を計上いたしております。

項2、市預金利子、目1、市預金利子は、前年度に比べ15万円の減となっております。

58ページ、項4、雑入では、財政課分として大阪府市町村振興協会交付金など、総務防災課分として水道事業会計からの収入などを計上いたしております。

続きまして、62ページ、款20、市債は、全体で前年度に比べ43億7,090万円の減となっております。これは、前年度48億6,670万円計上しておりました借換債が、本年度は5億8,680万円と大幅に減少いたしたることによるものでございます。

本年度発行予定の市債といたしましては、目1、民生債では借換債、目2、土木債では正雀自転車駐車場整備事業債や借換債など、目3、消防債は消防施設整備事業債、目4、教育債は借換債、目5、市民税等減税補てん債は市民税等減税補てん債、目6、臨時財政対策債は臨時財政対策債となっております。

借換債以外の借り入れ限度額及び借り入れ方法などにつきましては、12ページの第3表、地方債に記載のとおりでございます。

続きまして、歳出でございますが、68ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費につきましては、74ページまでに記載のとおり、そのほとんどが事務執行経費でございます。

74ページ、目2、文書広報費は、文書の郵送料などに係る経費を計上いたしております。

75ページ、目3、会計管理費は、会計室に係る事務執行経費を計上いたしております。

76ページ、目4、財産管理費は、庁

舎や集会所に係る維持管理経費などを計上いたしております。

77ページ、目5、車両管理費は、公用車両の事故に対する賠償金を計上いたしております。

80ページ、目10、電子計算費は、庁内の電子計算処理経費を計上いたしております。

87ページ、目16、財政調整基金費、目17、公共施設整備基金費、目18、減債基金費は、それぞれの基金利子を積み立てるものでございます。

88ページ、項2、徴税費、目1、税務総務費、90ページ、目2、賦課徴収費につきましては、税務事務に係る執行経費を計上いたしております。

続きまして、179ページをお開きください。款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費は前年度に比べ920万1,000円の増となっております。今年度は、ハザードマップ作成委託料を計上いたしましたほか、各種備蓄物品や防災器具費の購入などに係る経費を計上いたしております。

次に、219ページをお開きください。

款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ33億369万3,000円の減となっております。これは、市債の借換分が前年度の48億6,670万円から5億8,680万円と大幅に減少したことによるものでございますが、借換分を除いた実質ベースでは、公債費のピークを迎え、過去最高となっております。

目2、利子は、前年度に比べ2億3,261万3,000円の減となっております。

221ページ、款11、諸支出金、項2、繰出金は、前年度に比べ70万円の増となっております。これは公共施設整

備基金及び総合福祉会館再整備基金からの借入金に対する利子償還金を計上いたしましたものでございます。

222ページ、款12、予備費は、前年度と同額を計上いたしております。

以上、平成17年度一般会計当初予算の補正説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成16年度摂津市一般会計補正予算第4号のうち、総務部等の所管する事項につきまして補正説明をさせていただきます。

まず、8ページの第3表、地方債の補正のうち、追加分の千里丘三島線交差点改良事業につきましては、事業の確定に伴い、新たに起債許可が見込まれるものでございます。また、小学校耐震補強事業につきまして、国の補正予算で補助採択されたことに伴い、新たに起債許可が見込まれるものでございます。

9ページ、変更分につきましては、消防施設整備事業債ほか4件について、それぞれ起債許可額が確定したことにより、その起債の限度額を変更いたすものでございます。

次に、歳入につきましては、12ページ、款1、市税、項1、市民税、目2、法人は、2億5,000万円の増額で、企業収益の改善により法人税割が大幅に増加したことによるものでございます。

款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金、目1、地方特例交付金は、946万4,000円の減額で、交付額の確定により減額いたすものでございます。

13ページ、款10、地方交付税、項1、地方交付税、目1、地方交付税は、2億8,600万円の減額で、三位一体の改革による交付税の削減に伴い、普通交付税が不交付となったことにより、その全額を減額いたすものでございます。

20ページ、款16、財産収入、項1、

財産運用収入、目2、利子及び配当金は、9万5,000円の増額で、財政調整基金などの利子がほぼ確定したことに基づくものでございます。

21ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金では、競艇寄附金721万8,000円を計上いたしております。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、383万1,000円の減額で、事業費の確定に伴い、味舌上財産区からの繰入金を減額いたしております。

22ページ、款20、市債、項1、市債は、先ほど申し上げましたとおり、事業費の確定により新たに起債許可が見込まれるもの及び起債許可額の確定に伴う起債限度額の変更を計上いたしております。

23ページ、款21、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金は、2,018万5,000円の増額で、前年度繰越金を計上いたしております。

続きまして、歳出でございますが、今回補正をお願いいたします予算のうち、減額補正につきましては、事業費を精査し、経費の節減に努める中で、決算で見込める不用額について減額いたしたもので、25ページから27ページまでの款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、27ページのみ2、文書広報費、目4、財産管理費、30ページのみ10、電子計算費、32ページの項2、徴税費、55ページから56ページの款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費、65ページの款9、教育費、項7、保健体育費、目3、体育施設費、節17、公有財産購入費、66ページの款10、公債費、項1、公債費において減額補正いたしております。

次に、今回、増額補正いたしております項目につきましては、31ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目16、財政調整基金費で、今回の補正財源を調整するため、財政調整基金積立金を、目19、土地開発基金費で、土地開発積立金を計上いたしております。

以上、一般会計補正予算第4号の補足説明とさせていただきます。

○三好委員長 市長公室長。

○中西市長公室長 続きまして、議案第1号、平成17年度摂津市一般会計当初予算のうち、市長公室に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、32ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料で、男女共同参画センター使用料を計上いたしております。

42ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、国勢調査等、各種指定統計調査の実施に係る指定統計調査費委託金を計上いたしております。

45ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金で、統計調査員研修に係ります統計調査費補助金や人権相談事務費補助金などを計上いたしております。

58ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入で、派遣職員給与等負担金などを計上いたしております。

次に、歳出でございますが、68ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、秘書業務、女性政策推進に係る業務など、各課に係ります事務執行経費のほか、人事課で所管しております職員研修、労働安全衛生、職員健康管理、職員厚生会関係などの予算

8,943万7,000円を計上いたしております。

人事課予算につきましては、研修経費などの節減に努めましたが、職員数適正化計画に基づく雇用形態の多様化に対応するため、アルバイト等の賃金946万7,000円の増額を行ったことや、管理職昇任試験の経費70万円を計上したことなどにより、651万8,000円の増額となっております。

74ページ、目2、文書広報費では、広報せつつの編集、発行、配布に係る経費のほか、ホームページの情報追加及び更新に係る経費などを計上いたしております。

77ページ、目6、企画費では、政策推進課に係る事務経費を計上いたしております。

82ページ、目12、女性政策費では、男女共同参画意識調査委託を行うほか、男女の共同参画社会を目指すための経費などを計上いたしております。

目13、男女共同参画センター費では、女性問題電話相談の時間延長を行うことなどにより、前年に比べ97万3,000円の増額となっております。

このほか、(仮称)男女共同参画センター管理運営のほか、相談業務や講座開催に要する経費などを計上いたしております。

85ページ、目15、諸費においては、人権啓発推進事業、平和事業の経費などを計上いたしております。

人件費に係ります予算につきましては、223ページ、給与費明細書をご参照賜りたいと存じます。平成17年度当初予算の給与費は、特別職に係る予算といたしまして、4億4,176万3,000円、一般職に係る予算といたしまして、63億9,465万6,000円、総額

68億3,641万9,000円を計上いたしております。

前年度当初予算と比較いたしますと、8.8%、6億5,606万1,000円の減となっております。これらの給与費の関係予算は、それぞれの予算科目において計上いたしておりますが、それぞれの合計は報酬が3億3,599万7,000円、給料が28億7,210万2,000円、職員手当が26億1,122万1,000円、共済費が10億1,709万9,000円となっております。

次に、一般職の給与費の主な増減についてご説明を申し上げます。

給与費全体では、5億9,024万2,000円の減額となっております。その内訳は、給料で1億2,102万2,000円の減額。職員手当で4億6,922万円の減額となっております。

また、それぞれの内訳としましては、給料の1億2,102万2,000円の減額は、普通昇給分として2,565万6,000円の増額となったものの、採用、退職、各会計間の異動によるものの減額により1億4,667万8,000円の減額となったことによります。

職員手当では、4億6,922万円の減額は、制度改正に伴う分としまして、通勤手当の支給方法の変更で357万3,000円の減額と、退職、各会計間の異動などにより4億6,564万7,000円の減額となっております。

共済費では、5,465万2,000円の減額となっております。この主な要因といたしましては、市町村職員共済組合の年金の負担金料率、市町村職員互助会の補給金料率、及び市町村職員健康保険組合の介護保険に係る負担金料率が改正され、増額となったものの、採用、退職、各会計間の異動により減少いたして

おります。

以上、17年度一般会計当初予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成16年度摂津市一般会計補正予算（補正4号）のうち、市長公室にかかわります事項につきまして補足説明をさせていただきます。

歳出についてでございますが、17ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金では、指定統計調査の委託金が確定したことに伴い、200万円を減額いたしております。

次に、歳出についてでございますが、25ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費では、対象者の減などによる職員健康診断委託料や教養研修費負担金の減額などのほか、人事課の業務執行経費1,237万9,000円を減額いたしております。

また、人件費に係ります予算については、67ページ、給与費明細書をご参照ください。給料で、年度途中の退職者があったことにより138万円を減額いたしております。

職員手当では、4億4,846万1,000円増額となっておりますが、主な要因は、退職手当で当初予定しておりました定年退職者以外に退職者が生じたため、4億6,206万7,000円の増額をいたしたることによるものでございます。

なお、ただいま申し上げました額につきましては、退職見込み数を確定いたしまして算出しましたが、その後、自己都合等によりまして退職者2名の追加が明らかになってまいりました。今、その退職手当の額計算をいたしてありまして、金額の明らかになった時点で、まことに申しわけございませんが、追加補正とし

て提出してまいりたいと思っておりますので、よろしくお取りはかりをお願い申し上げます。

次に、28ページ、目6、企画費では、政策推進課の業務執行経費を、30ページ、目12、女性政策費、目13、女性センター費では、男女の共同参画社会を目指すための経費や、女性センター管理運営のほか、相談業務に要する経費など女性政策課の業務執行経費を、31ページ、目15、諸費では、平和事業、人権啓発事業など人権同和对策課の業務執行経費を、37ページ、項5、統計調査費、目2、指定統計調査費では、国の指定統計調査に係る業務執行経費を決算見込みにより減額いたしております。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○三好委員長 次に、消防長。

○稲田消防長 それでは、議案第1号、平成17年度摂津市一般会計予算のうち、消防本部に係る事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、消防使用料は、消防本部施設の使用料でございます。

37ページ、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置許可等申請手数料等及び罹災等の証明書発行に伴う手数料でございます。

50ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金でございます。

60ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入は、消防団員退職報償費及び近畿道救急業務実施市町村交付金が主なものでございます。

次に、歳出でございますが、予算概要

につきましては97ページから103ページにかけ記載いたしておりますので、あわせてご参照願います。

172ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費は、10億1,103万5,000円で、前年度と比較して2.7%、2,640万4,000円の増加となっております。

173ページ、旅費は、救急救命士養成のための九州研修所や、各種技術習得のための大阪府立消防学校などへの職員研修派遣に係る普通旅費でございます。

需用費は、消防活動に係る消耗品や被服及び緊急情報システムに係る消耗品並びに消防車両や消防庁舎の維持管理経費等でございます。

174ページ、委託料は、庁舎清掃委託料、庁舎総合管理委託料及び緊急情報システム等保守管理委託料などでございます。

175ページ、工事請負費及び備品購入費はNOx・PM法の規制対象となる消防ポンプ自動車の更新、普通救急自動車から高規格救急自動車への更新及び高度救命処置用資機材の整備に要する経費でございます。

176ページ、負担金、補助及び交付金は、大阪航空消防運営費負担金、消火栓の新設・修理負担金、救急救命士教育派遣負担金及び婦人防火クラブへの災害用備品に対するコミュニティ助成金などでございます。

続きまして、177ページ、目2、非常備消防費は、3,500万7,000円で、前年度と比較して37.8%、2,130万3,000円の減額となっております。これは、平成16年度に味舌上第2分団屯所の底地を購入したことによるものでございます。報酬は、消防団員に対する報酬でございます。報償費は、

退職消防団員に対する報償金でございます。

旅費は、火災出動及び訓練並びに歳末非常警戒等の費用弁償でございます。

需用費は、消防団員の新基準被服の導入、消防団車両の維持管理経費などでございます。

178ページの工事請負費は、摂津市第2分団屯所の上水道布設工事費でございます。負担金、補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金及び消防分団施設整備補助金などでございます。

以上、平成17年度摂津市一般会計予算のうち、消防本部に係る事項の補足説明とさせていただきます。

次に、議案第9号、平成16年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、消防本部に係る事項につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、22ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入の救急振興財団助成金の増額は、平成16年度に更新いたしました高規格救急自動車に積載する自動体外式除細動器に係る財団法人救急振興財団からの助成金でございます。

続きまして、歳出でございますが、55ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の備品購入費の減額は、高規格救急自動車購入に係る執行差金でございます。

目2、非常備消防費の役務費、委託料、公有財産購入費の減額は、いずれも味舌上第2分団屯所の底地購入経費の執行差金でございます。

以上、平成16年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、消防本部に係る事項の補足説明とさせていただきます。

○三好委員長 杉浦局長。

○杉浦監査委員・選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 議案第1号、平成17年度摂津市一般会計予算のうち、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員に係ります項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、79ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費及び80ページ、目9、固定資産評価審査委員会費につきましては、委員報酬、旅費などの管理経費でございます。

次に、95ページ、款2、総務費、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましては、委員報酬、旅費などの管理経費でございます。

97ページ、目2、農業委員会選挙費は、7月19日任期満了に伴う農業委員選挙に係る経費で、投票立会人報酬などの人件費、投票用紙の印刷代、入場整理券の発送料等の執行管理費でございます。

次に、98ページ、目3、市議会議員一般選挙費につきましては、9月29日の任期満了に伴う市議会議員選挙に係る経費で投票立会人報酬などの人件費、入場整理券の発送及び選挙公報の新聞折込などの役務費、ポスター掲示場、投票所設営撤去などの委託料、また選挙公営制度に係る選挙運動用自動車の使用、ポスターの作成経費等、執行管理費でございます。

次に、102ページの項6、監査委員費、目1、監査委員費につきましては、委員報酬、旅費などの管理経費でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成16年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会、監査委員に係り

ます項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、17ページの款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金は平成16年7月11日執行の参議院議員通常選挙に伴います委託金の確定により減額をするものでございます。

20ページの款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金は、平成16年10月24日執行の府議会議員補欠選挙に伴います委託金の確定により減額をいたすものでございます。

次に、歳出でございますが、29ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費及び目9、固定資産評価審査委員会費につきましては、報酬、旅費など管理経費の精査に伴い減額をするものでございます。

次の33ページ、款2、総務費、項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましては、旅費、需用費などの管理経費の精査に伴い減額をするものでございます。

目2、参議院議員通常選挙費につきましては、人件費やポスター掲示場設営撤去委託料など、選挙執行経費の確定に伴い減額するものでございます。

34ページの款2、総務費、項4、選挙費、目3、市長選挙費につきましては、平成16年9月26日執行の市長選挙に係る人件費など、執行経費の確定に伴い減額するものでございます。

36ページ、款2、総務費、項4、選挙費、目5、府議会議員補欠選挙費につきましては、平成16年10月24日執行の府議会議員補欠選挙の人件費など、執行経費の確定に伴い、減額をいたすものでございます。

38ページ、款2、総務費、項6、監

査委員費、目1、監査委員費につきましては、管理経費の精査により減額をするものでございます。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○三好委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

野口委員。

○野口委員 最初に質問させていただきます。

最初に、歳入関係について幾つかお尋ねいたします。

1つは市税に関する点でありますけれども、この数年間、全国的には企業収入がふえて、サラリーマンの所得は減るという傾向の中で、いろんな税制改正も伴いながら、その結果、地方自治体に対する税収面の変化がその都度出てきているわけですが、まず個人市民税の問題ですが、先ほど説明で1,700万円減と、法人市民税は4億1,800万円ということでありましてけれども、個人市民税の場合、定率減税の平成17年度半減ということの影響をどう見ているのかというのが1つと、法人市民税がふえているわけです。この辺の積算根拠なども、まずお尋ねしたいと思います。

市税の2つ目は、地方消費税交付金ですね。今回は2,000万円の増ということで、そんなにふえてはないわけですが、消費税の免税点が3,000万円から1,000万に引き下げされるということについて、ことしの4月が本格実施になります。その影響が地方税にも出てくるわけでありましてけれども、その免税点の影響が本市の場合、どのぐらいなのかと。ちなみに全国では、平成17年度は6,000億円と想定されておりますけれども、これが2つ目です。

3つ目は、固定資産税の問題です。先

ほどいろいろ説明がありました。結果として、現在、固定資産税を払っている方々の中で、増額になる方、減る方、据え置きになる方、その辺の数字、パーセントも含めて2億9,200万円減の積算根拠などお答えいただきたいと思います。

次に、平成17年度初めて項目が入っています、41ページの消防費国庫補助金で、住民等のまちづくり活動支援補助金367万2,000円という、こういうものがあります。これはどういう内容かということと、あわせて消防費の関係で今回の救急車を高規格に変えるとか、消防ポンプ車のぎ装工事の仕様も出ておりますけれども、先ほどの補足説明で、救急振興財団からの補正で百二十数万円の助成金がついたという話がありますけれども、こういう、今の災害が多い中で、災害対策を進めていくという時代になっている中で、国の補助金が計上されていないという、予算書を見ますとそうなるわけですが、この過去はあったと思うんですけども、現状、こういう高規格救急自動車を買う場合、またポンプ車の更新だとか、いろんな消防関係にかかわる新しい車を買う場合の国の負担などがどうなっているのかということをお示しいただきたいと思います。

次に、市債の関係です。1つは交通バリアフリー施設整備事業債3,750万ということで、歳出を見ますと正雀駅の5,000万円の費用に対して、残り1,250万というので一般財源で賄うということになっているんですけども、代表質問の中では1億5,000万円かかる、今回5,000万円の予算が組まれています。阪急だとか、国だとか、大阪府もそうですけども、新年度予算には計上されていません。その辺のバリアフリー推進にかかわる費用について、どうい

予算的な裏づけがはっきりしていくのかと。この前、11億という数字が代表質問答弁では一応出ていました。

正雀駅全体の事業費は概算で11億円と、大阪府の補助金については1駅当たり最大で2,600万円以内ということがあります。基本は事業主、国、それと市も含めた大阪府で3等分という話でした。ですけども、その辺の新年度予算にそういうものが計上されていないですけども、実際どうなるのか、その辺の内訳、見通しを教えてください。

41ページの公営住宅家賃対策補助金です。これも三位一体の関係で、これからどうなるのかという部分に入っている問題ですけども、新年度の3,117万9,000円については、いろんな計算が前年度に比べて変っているわけですね。前年度は補助基本額4,500万に対して、掛ける2分の1でいってました。

今回は、3つの補助基本額に対して、それぞれ2分の1、3分の2、2分の1掛けているわけですが、この公営住宅の家賃対策について、三位一体改革の動向も含めて、代表質問で答弁はありましたけども、実際どうなるのか、ちょっとお示しをいただきたいと思います。

代表質問の答弁では、ことしから交付金化ということで、国全体では結構ふえています。この建設後の家賃補助の問題とか、建設事業債の取り扱いなど、不透明だという答弁がありますけども、摂津市にとっても、この鯉生野団地と野々団地の建替えは焦眉の課題でもありますし、そういう点で、もう少し代表質問に対する答弁の問題について、そういう内容を含めて、ご答弁を再度いただければと思います。

次に、人権同和対策にかかわる問題です。1つは名称問題です。もう1つは、

大阪府の動きだとか、摂津市としても現在の人権教育啓発推進協議会を改組して、

(仮称)摂津市人権協会に変えるという動きの中で、いろんな国で論議がされようとされている人権擁護法案などの関係もあり、改めて行政の運営について、公正な立場から行政を執行すべきだということについて、地方自治体として物を申すべきだという観点からの質問であります。

名称問題については、たびたびこの問題については個人的に取り上げてきていますけども、平成15年3月末に同和特別法が終結、なくなりまして、この同和対策を進めていく法的な根拠はなくなったわけですね。そういう中で、特に大阪府は全国の中でも部落解放同盟に偏って、さまざまな事業が展開してきましたし、法律が終結した後も府同促方式を人権協会に改組して、組織を残すと、あわせて一般施策に従来の同和事業をもぐらせていくということなどが行われて現在に至っています。

国の方でも人権擁護法案の審議の中で、部落解放同盟は過去行ってきた、確認・糾弾会に対する法的な根拠を求めると、入れるということで修正にも応じよという動きもありますし、大阪府下でも、大阪府が新年度実態調査を行うと、同和問題解決に向けた実態把握ということで、府民意識調査が1つ、2つの実態調査を行うという動きが出ています。そういう中で、大阪府議会でも、大阪市議会でも金額は大きいですから、我が党の議員団がいろいろ審議をし、法的な根拠はないんだから、人権問題は同和だけではないわけですから、そういう立場で人権全般として、自主的な人権問題取り組むべきだという立場から、不公正の分について追求もしてまいりました。

そういう中で、名前がもともと法の指定区域ないのに、しつこく言葉は悪いですけど、名前を残しておくという状況が続いています。改めてこの名称問題どうするのかということです。後半の問題については代表質問の中で、助役盛んに、この問題関係する質問の中で、人権は同和がすべてかと受けとめられるような答弁をされていたので、そうではないと、地方自治体としても公正な立場で自主的な判断で、人権問題に取り組むべきだと思いますけども、助役からの答弁をこの問題ではいただきたいと思います。

次に、戦後60年にかかわる問題です。この前、答弁が代表質問で返ってきませんでしたので、改めて個別問題として再度質問いたします。

代表質問では、本市が平和都市宣言を行っているという視点に立って、世界的にも全国的にも節目の年としてさまざまな事業を展開しようとしています。ご承知のとおり、自民党も今年度結党50年を迎えるという中で、憲法改正案をつくと、それに民主党も乗っかるということで、憲法を変える論議も盛んであります。

しかし、60年前、今の憲法をつくったとき、日本がこの憲法をつくることに際して、世界に対して不戦の誓いを行ったということで、戦後は出発しました。質問は、代表質問でも申し上げましたように、今の憲法が制定された当時、当時の文部省が発行した「あたらしい憲法のはなし」、これですけども、これの活用をぜひ考えていただきたいということなんです。

少し紹介しておきますと、戦争放棄のところで、こういうふうな文章があります。日本は正しいことをほかの国より先に行ったのです。世の中に正しいことと

らい強いものはありませんということについて、武力を持たない、戦争放棄の問題について、こういう文章をその戦争放棄のところでは、新しい憲法の話というところではまとめているわけです。これが戦後の出発を国がこういう中身で出発しますよということの基本文書になります。

これをぜひ少なくとも子どもたちに配っていただけないかというふうに思います。これについてどうなのか、お答えいただきたいと。

続いて、男女共同参画の問題です。代表質問でもいろいろ議論がされました。男性の1人としていつも女性にお世話になっているわけですが、今の第2期せつ女性プランの策定が平成14年3月にされて、その目標年度が来年度末ということで、その後に向けて新年度、市民意識調査を行うなど、条例の制定も含めた次の男女共同参画についての自治体としての方向づけを行うという大変大事な平成17年度であります。

それで、まずお聞きしたいのは、第2期せつ女性プランの到達について、どう評価されているのかと、施策の体系6つの基本問題とか、それにかかわる重点政策、施策の方向などコンパクトにまとめて取り組んできておられますけども、その到達の評価ですね。特に残された課題はどうなのかと、本会議ではいろんな数字が出されましたけれども、数字に出ない大事な点もあれば、あわせてお示しをいただきたいと。

それと、条例制定の問題です。これから懇話会できちっと論議をされていくだろうと思いますけども、大阪府下で、今、大阪市、堺市、豊中、池田、吹田、東大阪ということで、大阪府下で5つの自治体が条例を制定をしています。

男女共同参画の問題については、温度差がありまして、条例制定が必要かどうかという問題まで、なかなか踏み込めないというのが多くの自治体の流れであります。ちなみに国の資料を見ますと、条例制定を行っているのを見ますと、自治体の中で、市区町村入れますと7.4%になっています。10%に満たないということなんです。そういう受けとめが反映されているかと思えますけども、国の法律の中でも地方自治体が条例制定を義務づけよということはおっしゃっていませんけれども、それに準じる施策を展開するというので、出されていますけれども、自治体の法律である条例できちんと位置づけて、自治体として男女共同参画問題について、より違った角度から視点から取り組んでいくんだという位置づけは大事ですから、そういう点でぜひ条例制定に向けて進めていただきたいと。

単純に、男女共同参画じゃなくて、男女平等に役立つ条例と、取り組みという視点はぜひ忘れないで進めていただきたいと思うんですけども、ちょっと一言、その辺の問題についてもお答えをいただきたいと思います。

次に、災害対策の問題です。先ほど消防関係の高規格救急車だとか、ポンプ車とかにかかわる補助金の問題、質問いたしましたけれども、それとは別に平成17年度ハザードマップの作成から配付、それと防災推進計画の策定だとか、地域防災計画の見直しなど、基本的な行政としての方向を決める大事な年にもなりますし、その辺のちょっと詳しい中身をぜひ教えていただきたいと。

それと、特にハザードマップについては、住民参加をいかに進めていくのかという視点を忘れないで、生かしていただきたいと。委託にするにしても、こうい

う洪水が発生したと、これによって、この地域はこういう状態になりますよと、水の高さはこうですよと、いろいろ想定しますよね。その場合に、その地域の方はどういう動線で避難所に行くのかということになるかと思うんですけども、要は地域の方がその地域をよく知っているわけですから、一定、策定するにしても最終的なまとめは、最低、マップの作成についてはそういう住民参画を貫いて、取り組んでいただくということが大事だと思いますので、その点の問題も含めて、ご答弁をいただきたいと。

次に、土地開発公社健全化の問題です。平成13年度決算見込みが立った、財源不足の試算値の資料の中で、5年間で健全化を行うということで進めるということでありました。5年後というのは平成17年度になります。試算値の場合は平成17年度2億8,300万を組んで、これで健全化完了だということで出発をしたわけでありまして、今回、正雀の分だとか、幾つかありますけれども、この5年間経過した中での公社の健全化計画達成度、これについてわかりやすく説明をいただければと思います。

次は、三位一体の関係です。これは、本会議でも論議された、特に平成19年以降の財政見通しとの関係が深くかかわってくるだろうと思いますけれども、この前、総務常任委員協議会でも説明がありました。本市の影響額、平成16年度と平成17年度当初のわかっている分ですね。合計しますと税源移譲、国庫補助負担金の削減、それと地方交付税と臨時財政対策債、これ含めると、マイナス11億4,500万円、こういう計算になるわけですね。大きく影響を受けると、確かに昨年からの地方六団体の頑張りで、基本的には新年度は前年度並みということ

で、確保することができましたけれども、今後の市の財政運営から見ても、いろいろ注視もし、それも組み入れた見通しも立てていくということで大きな問題含んでいます。

そこで、いろんなペンディングの問題もあります。地方交付税についても、平成17年度については総額は確保されたということはありますけれども、実際は影響出てくると、地方自治体の中身になりますけれども、結果として国庫補助負担金の削減と移譲の関係で見れば、3兆円程度の補助負担金を廃止縮小しますと、平成17、18で。税源移譲をおおむね3兆円規模を目指すというのが、今の到達状況、国の段階で。しかし未決着も2つ残っています。1つは、3兆円の税源移譲というところの中で、8割は決まっていますけれども、残り約2割、6,000億が決まっていなと。対象は決まっています。その生活保護費、母子家庭の児童扶養手当、公立文教施設の建設国債関係など、これは中身は指定して具体的にどうするか決まっていなという話です。

もう一つは、今は市町村に関係ありませんけれども、先生方のいわゆる給料、これについてどうするかと。縮減規模は8,500億と決まっていますけれども、これは合意に至らずと、2つの問題が残っています。

とりわけ、生活保護で計算しますと、今4分の3が国の補助であります。これは3分の2になった場合には1億5,000万円の影響が出てきます。2分の1になりますと4億4,000万影響が出ます。大変な影響を受けるわけですね。そういう不透明な部分もあるわけでありまして、こういうこれからの財政運営に大きな影響を与える、この三位一体問題について、僕の方の説明が悪いか

もわかりませんが、どう受けとめておられるのか。お答えをいただきたい。

最後に、今後の財政見通しと市政運営の基本の問題について、財政分野からご質問したいと思います。

代表質問の答弁の中では、平成19年度、約11億の赤字が出ますと、公債費のピークが平成17年度と、平成19年度は公債費は普通会計ベースですかね、約41億円程になると。平成18年度は実質償還額7億円減少すると。結果として平成23年度より多額の財政支出がない限り、状況は好転していくと。当面、平成16年度の決算が出た時点で、平成20年までの試算値を出されるということでありました。

私がお聞きしたいのは、去年出された18事業ありますよね。その中で出されている市の負担もたくさんあります。

そういう中で、代表質問の中では吹田操車場跡地も、今年度始まったら5年後から自治体施設として、財政的な影響を受けるとか、南千里丘についても始まったら5年後ということで、これも23年以降だとか、そういう発言もされています。

先ほど皆さんがおっしゃっている多額の財政支出がない限りという、見ますと、今でも決めている市民生活に必要な18事業、いろんな中身がありますけれども、最低やるべき課題についても結構多額の費用が要るわけです。それをやりながら、将来的な摂津まちづくりをきちんと進めていくということになりますけれども、この18事業、その中でも特に必要なものについて絞ったとしても、大変な費用がかかると、これでも大変なのに、簡単に吹操跡地だとか、南千里丘の問題についても、23年度以降、云々ということで、いろんな財政支出しながら、進めていこ

うということで、今考えておられるというふうな今の到達だと思うんです。

そこで、多額の財政支出の限度がどのくらいになるのかという問題です。18事業の中で、やらなきゃならない最低の問題の中で、これをやった場合に、そんな余裕あるのかという問題ですね。

この辺が、1点目としてわかりやすく説明をいただきたいと。

もう1つは、職員数適正化計画にのっとってみますと、平成19年度から20年、21年、22年度、大変な退職手当が出てまいります。平成19年度に実質収支が11億円の赤字になりますと、翌年度の19年度から退職手当がごっついふえてくるということになります。

平成13年度の決算後に出された試算値でいきますと、退職手当だけ見ますと、大分状況は変わっていますけれども、平成17年度は4億6,000万円で見えて、18年度が9億7,400万、19年度から15億円台、14億円、20億円、19億円、23年度で9億円に戻るとい、こういう数字が示されているわけですが、それだけ19年度から新たな問題として、この退職手当が増額していくと、こういう絡みも含めて、この22年、23年以降、どんな見通しを持っているのか。ちょっとわかるように説明いただきたいと思います。

もう一点は、地域再生事業債に係る問題です。摂津市がこの対象になるのかどうか、私もわかりませんが、地方交付税の削減だとか、自治体での財政の中で、地方単独事業が進められないということで、一般財源で賄われた分を、地域再生事業債という項目で、自治体の判断で国の許可に基づいて組みますよということになってきています。

当然、これを活用するかどうかの観点

は、単独事業に組んだ場合に、それに使う一般財源を市民の暮らしを守るための施策に使うとか、福祉に使うとか、そういうことの中で、どうしても必要な単独事業になった場合に、その場合に活用するという視点も僕はありだと思っています。そういう点で、摂津市が、この地域再生事業債のかかわり、対象になるのかどうか。またこの問題について、現在はどのような受けとめをされているのか。お尋ねいたします。

○三好委員長 答弁を受けたいと思いますが、今の野口委員の質問の中で、2点、建設常任委員会の所管にかかわる分がありまして、1点につきましてはバリアフリーの市債発行の部分が、建設事業費までの立ち入ったの答弁は控えていただきたいというふうに思います。

それから、41ページの公営住宅の家賃対策補助のうちの、この質問は三位一体にかかわる部分で答弁をお願いしたいと思いますので、質問者もよろしく願いたいと思います。

答弁を受けたいと思います。中井参事。

○中井総務部参事 それでは、平成17年度の市民税歳入についての見方についてご説明を申し上げます。

現在の経済状況につきましては、企業収益は大幅に改善しており、景気の動きは民間需要中心の回復が続いているところでございます。

こうした状況が17年度も引き続き堅調に推移するものと見込んでおります。しかしながら、市税歳入の基幹となります個人市民税につきましては、税制改正による配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止により、9,000万円の増収、また生計を同一にする妻の均等割非課税措置の廃止により、700万円の増収が見込まれますものの、一方、減収となる主な

ものといましては、給与所得者の給与総収入額が6年連続して減少しておりますことから、給与所得者につきましては、平成17年度も対前年度比を99%と見込み、6,500万円の減収、また少子高齢化の進展に伴い、納税義務者の減少により3,500万円の減収を見込まざるを得ない状況がございます。

こうした要因によりまして、個人市民税につきましては、対前年度1,700万円減の32億6,380万円を計上させていただきます。

なお、定率減税の縮減の実施時期につきましては、所得税は17年分の申告からでございます。市民税につきましては、平成18年度からということで、現在4万円を限度に個人市民税の所得割税額の15%を税額から控除しておりますが、これを2分の1に縮減し、2万円を限度に個人市民税の所得割税額の7.5%を税額から控除するものでございます。

この影響額につきましては、17年度が減収3億6,000万円の影響がございます。18年度このまま同じような状況が続きますと、その半分ということで、1億8,000万円の影響ということになるかと思っております。

それから、もう一方の法人市民税につきましては、1号法人の企業業績が大幅に回復したことによりまして、16年度に引き続き、主要企業の好決算が見込まれますことから、16年度の決算見込み額に加え、企業のリストラ等による大幅な特別損失の計上による減収もないことが見込めることと、それから、また主要企業において、昨年のもよみによる好決算が期待されますことから、4億1,800万円増の22億7,660万円を見込んでおるところでございます。

○三好委員長 次に、宮部課長。

○宮部固定資産税課長 平成17年度固定資産税の現年課税分が2億9,200万円の減少となったことについて、ご説明申し上げます。

土地につきましては、地価下落を反映した時点修正によりまして、宅地の総評価額が7%程度下落することに伴いまして、前年度予算マイナス5.8%、2億6,800万円の減収となり、43億4,100万円、家屋は評価替え年度ではございませんので、減失分と、新增築分の差額分の増によりまして、対前年予算3.4%増、8,300万円の増収で25億500万円、償却資産にありましては、景気停滞による新規設備投資の手控え、減価償却増によりまして、対前年度予算5.3%減、1億700万円の減収として、18億9,600万円、合計で対前年度予算3.2%減、2億9,200万円の減収として87億4,200万円の予算を計上いたしました。

土地の現行税制では、評価額が下落いたしましても評価額に対して税の負担割合を示します負担水準によりまして、課税標準が決定されております。この負担水準が低い土地にありましては引き上げ、平均的な土地にありましては据え置き、高い土地にありましては引き下げるといふ負担調整措置が講じられております。

平成6年度の地価公示価格の7割評価以来、平成13年度までは負担水準の低い土地が多かったことによりまして、評価額が下がりましたが税収が伸びてまいりました。しかし、負担調整措置により、各土地の負担水準が上昇してまいりましたこと、また平成14年度に商業地等の課税標準額の上限が評価額の70%に法定化されたことによりまして、現在据え置き土地や引き下げ土地の割合が増加いたしております。

特に税収の8割程度を占めます商業地等につきましては、その引き下げ土地の割合が平成12年度には0.2%とほとんど皆無でございましたが、平成16年度には6.6%、平成17年度には7.6%に達する見込みでございます。

逆に引き上げ土地につきましては、平成12年度に72.3%であったものが、平成16年度には0.1%、平成17年度には0.1%以下になる見込みでございます。

このような土地が増加すればするほど地価の下落がダイレクトに課税標準額の下落、すなわち税収減につながり、対前年度2億6,800万円の減となったものでございます。

ちなみに、その他の土地の負担水準の割合でございますが、平成17年度におきましては、小規模住宅用地につきましては、引き下げ土地が13.5%、据え置き土地が8.6%、引き上げ土地が0.5%、商業地等につきましては引き下げ土地が7.6%、据え置き土地が2.4%、引き上げ土地が先ほど申しましたように0.1%以下となっております。

全体では、引き下げ土地が51.1%、据え置き土地が48.6%、引き上げ土地が0.2%となっております。

○三好委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 先ほどの国庫補助金の関係でございます。委員、ご存じのとおり、平成16年度に高規格救急車の方、国庫補助金が不採択になりました。これにつきましては、三位一体改革の影響をまろに受けたものでございます。

引き続きまして、本年度はどうだというご質問でございますが、先日、平成17年2月14日の都道府県指定都市消防財政担当係長会議の結果につきまして情報提供があり、その中で、今後の補助金

につきましては、市町村消防施設整備補助金はすべて廃止になりました。ということで、今後市町村に係ります整備の補助金に関しましては、設備の補助金に関しましては、廃止ということです。

しかしながら、平成18年度、この中でちょっとうたわれていますのは、平成17年度はそれなんですけども、平成18年度以降は緊急援助隊以外はすべて廃止という、一番新しい情報を得ています。

○三好委員長 北居課長。

○北居警備第1課長 消防署所管の救急振興財団からの助成金についてでございます。

救急体制強化のための資機材導入に係る助成事業でありまして、実施主体は財団法人救急振興財団であります。本市におきましては、平成16年6月に助成金の要望書を提出しておりまして、同7月に助成金決定通知書をいただきました。対象資機材は、自動体外式除細動器で、高度救命資機材の1つでございます。助成額は基準額193万7,000円の3分の2の129万1,000円でございます。

○三好委員長 寺本参事。

○寺本総務防災課参事 41ページの消防費国庫補助金に係るご質問でございますが、住民等のまちづくり活動支援補助金367万2,000円については、どういふものかというご質問でございますけれども、これにつきましては、平成17年度に作成を予定いたしております、洪水ハザードマップに係る国庫補助金でございます。補助率につきましては、3分の1となっております。

次に、洪水ハザードマップ、東南海・南海地震防災対策推進計画、また地域防災計画の詳しい中身と住民参加をどう進めていくのかというご質問でございます

けども、淀川や安威川などを抱えます本市におきましては、洪水の危険性や避難方法等の情報をよりわかりやすく住民に周知するために、洪水ハザードマップを作成いたします。これは、洪水が起こった場合、洪水予測図に避難場所や避難経路を書き込んだものでございます。

また、東南海・南海地震に係る防災対策推進計画の作成もいたします。これは、今世紀前半にも起こる確率が高いと言われております東南海・南海地震に係るものでございます。作成に当たりましては、専門の業者の意見も取り入れながら、進めてまいる予定をしております。

洪水ハザードマップ及び防災対策推進計画の作成をもとに、地域防災計画の改訂につきましても段階的に進めてまいる予定をしております。

これらを有効に活用するためには、今、ご指摘いただきましたように、住民の参加をいかに進めていくかが重要ではないかと思っております。作成段階から、作成以後も市民に防災意識の向上のための一助とするものでなければならないと認識しております。これらの作成に当たりましては、地域の実情は地域住民の方が一番よくご存じでありますので、自主防災組織や自治会組織などの協力をいただきながら、負担にならない程度で参加を促し、作成後の配布方法などを検討しながら、出前講座や自主防災訓練時などで活用してまいりたいと考えておるところでございます。

○三好委員長 堤参事。

○堤財政課参事 それでは、私の方から地方消費税交付金の件に関しまして、2点目として市債のうちバリアフリーの関係につきまして、3点目として公営住宅家賃対策補助金につきまして、公社健全化につきまして、もう一点、地域再生事

業債につきまして、5点ご説明させていただきたいと思っております。

まず、中小企業に対する特例措置である事業者の免税点が、課税売り上げ高が3,000万以下となっておるものを16年4月1日以降に開始する課税期間から1,000万円以下に引き上げることとなりました。その影響額ということでございますが、地方消費税の交付の仕組みといたしましては、まず国が消費税と地方消費税を合わせて徴収し、都道府県にそれを納付し、それを都道府県が市町村に人口と事業所、統計事業者数に応じて交付するという仕組みになっております。

そこで、先ほど申し上げました15年度の税制改正において、かかる改正がなされたわけでございますが、その当時の増減収見込額を見ますと、中小企業者に対する特例の見直しによる増収額は平年度で5,040億円となっております。これに対して、地方消費税は、その25%の1,260億円となります。

本年度の本市の地方消費税交付金の予算額から勘案いたしますと、この特例見直しによる増収額は4,877万と推定されるものでございます。

なお、委員のご指摘のように、17年度6,000億という試算とのことでございますが、6,000億で試算いたしますと、地方消費税は1,500億円となりまして、本市の予算に占める割合から求めますと約5,800万円程度になるものと推定しております。

次に、市債のうち、バリアフリーの関係でございますが、バリアフリーにつきましては、18事業と申されましたが、一応最優先課題ではないかと考えております。

11億円の事業費のうちの3分の1、

約3億7,000万円について、3年間で負担をしていくということでございますが、当初、設置補助金という性格から、当初起債はできないものではないかという見込みをいたしておりましたが、その後、府との協議を原課の方で重ねていただきまして、一般事業債として75%の起債の充当ができるということが判明いたしましたので、5,000万に対して75%、3,750万円の地方債を計上させていただいた次第でございます。

次に、公営住宅家賃対策補助金のうち、三位一体の改革における影響ということでございますが、こちらの方も三位一体の改革につきましては、かなり不明な点多うございますが、こちらの方としては一般財源化予定の補助金の中に、メニューがございましたので、原課の方を通じまして大阪府に何度もこういう問い合わせをさせていただいております。

現段階では、予算書のとおり交付されるものと見込んでおりますが、建設事業費の取り扱いにつきましては、過日の総務常任委員協議会でもご説明申し上げましたとおり、まだまだ不明な点多く、現在のところお答えができるような状況ではございませんので、よろしく願い申し上げます。

続きまして、4点目の公社の健全化でございます。土地開発公社の経営の健全化対策ということで、総務省の方から通知を受けまして、13年度から17年度までの5年間取り組んでまいりました。達成度ということでございますが、まず土地開発公社の健全化計画における目標といたしましては、設立出資団体の債務保証、損失補償に係る土地の年度末簿価総額を標準財政規模の25%以下にするということがまずございます。

この点については、既に13年度末に

達成をしております、今後、標準財政規模が下がるという見込みもございますけれども、それでも十分達成はできると見込んでおります。

次に、2点目ですが、取得後5年以上の長期保有土地に係る土地の年度末簿価総額の標準財政規模に対する割合を0.1以下、または11年度末の値から0.1以上引き下げるといった目標がございます。

本市の場合は、長期保有土地がほとんどでございますので、こちらについては0.1以下に引き下げるとは非常に難しいものでございますので、11年度の値から0.1以上引き下げるといったことを目標として掲げました。この点につきましては、先ほど17年度当初2億数千万が今回は1億数千万になっているという指摘を受けましたが、この点に関しましては、当初計画をしておりました当時に比べまして、13年度から17年度まで毎年一応2,000万円の新規取得というものを健全化において計画上は計上しておりましたが、これらの新規取得を期間中全く実行しなかったことや、あるいは金利低下によりまして、約2億円程度の差が出ております。

それで、当初17年度につきましては、別府公園用地の買い取りの予定でございましたが、16年度は別府公園用地、17年度は今回計上しております正雀自転車用駐車場用地と教育用地を計上しておりましたが、今申し上げたようなことで、約2億円ほど減少をしておりますので、別府公園用地につきましては、今後まだ事業化の予定が当分ないということで、まず17年度予定の教育用地を16年度に買い戻し、17年度に予定どおりの正雀自転車用駐車場用地を買い戻しをするということで、大阪府とも協議し、了承

をいただいたものでございます。

あと3点ほど目標がございまして、供用開始済土地の解消ということがございました。こちらにつきましては、15年度、鳥飼西ゲートボール場の買い戻しにより、これは達成をいたしております。その他、2点ほどございますが、こちらの方は当初からそういう例えば土地売却未収金がないこと、あるいは用途不明確土地がないことということになっておりますが、そちらの方につきましては、明確にし、土地売却未収入金もございませんので、こちらの方は達成しておりますので、2点目のものだけかなり厳しい状況ではございますが、大阪府の了解もいただき、17年度でうまく計画をほぼ達成できる見込みとなっております。

ただ、また16年の12月にまた国から新たな健全化計画を策定するようという通知がございました。それにつきましては、本市の場合は、17年度まで計画を策定済みでございますので、改めて17年度中にまた計画を策定するということになっておりますので、よろしくお願いたします。

それから、地域再生事業債についてでございますが、対象になるのかどうかということでございますが、地域再生事業債と申しますのは、地方財政計画の投資単独の対前年比を勘案して定める額を上回って事業を実施する団体か、全国の標準的な投資規模を勘案して定める額を上回って事業を実施する団体のいずれかの団体が発行できるものでございます。

16年度につきましては、本市には資格がございませんでしたが、17年度につきましては、先ほど申し上げた条件の前半の方につきましては、若干の可能見込額が生じております。

ただし、現在のところは可能見込み額

ということでございますので、明らかになった時点でまた改めてお示しをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○三好委員長 三位一体の今後の財政問題について、奥村部長。

○奥村総務部長 それでは、三位一体についてどう受けとめておるのか、あるいは今後の財政見通しどうなのかということについて、私の方からご答弁申し上げます。

過日、総務常任委員協議会で説明したことと重複するかも知れませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

国庫補助負担金の改革、あるいは税源移譲、地方交付税の改革、いわゆる三位一体の改革でございますが、この目的は地方と国との仕事の分担、あるいは国のコントロールの解消と言われております。

国と地方の関係におきまして、最終的には支出と税源配分の乖離を縮小するものと言われております。国民の租税負担は国3に対しまして、地方2となっております。

地方交付税やあるいは国庫支出金等の地方への財源移転によりまして、歳出ベースでは、国2に対しまして地方3となっております。このことから国庫補助金制度の弊害等を払拭し、仕事量に応じた税源配分にするため、税源移譲をするものでございます。三位一体改革によって、地方財政の自立度を高め、税源移譲するもので、地方分権を一層推進するものでございます。

このルーツをたどってみますと、平成5年6月に衆議院並びに参議院で地方分権の推進に関する決議がなされました。平成7年5月には地方分権推進法が成立し、平成11年には地方分権一括法が成立、12年4月1日には地方分権一括法

が施行されました。

この地方分権一括法の施行によりまして、にわか改革の機運が高まってまいりました。この改革は地方全体のマクロの問題でございまして、個々の団体の利害得失で議論は当たらないというふうに思っております。地方団体間での調整は、地方交付税に期待もされておまして、地方六団体の改革案を提示するに当たっては、いろいろ前提条件を国の方に示しております。

平成16年の6月4日に経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004、いわゆる骨太方針2004が閣議決定なされました。この中に平成18年度まで三位一体の改革の全体像を平成16年度秋に明らかにし、年内に決定する。平成17年度及び18年度に行う3兆円程度の国庫補助負担金改革の工程表、税源移譲の内容及び交付税改革のない方向を一体的に盛り込む、そのためには税源移譲を3兆円規模を目指す。その前提に地方公共団体に対して具体案を取りまとめるように要請し、これを踏まえて検討するというふうに閣議決定がなされました。

それ以降、それぞれ地方六団体でいろいろ協議を行いました。

それで、8月24日に国の方に対しまして三位一体に関する提言をなされたところでございます。

この三位一体の提言なんですが、もちろん17年、18年の補助金の改革もございまして、全体的に4つの提言がなされております。

1つは、前提条件がございまして。地方の改革案が適切に実施されるために国と地方の協議機関を設けてほしい。それから、それぞれ個々の具体的な条件として税源移譲の一体的な実施や、あるいは確実な税源移譲、負担転嫁の排除等々、考

え方が示されました。

もし、国と地方の協議機関が整わなければ、具体案の提案は撤回しますというところまで話が進んでおりました。

その提言に当たりまして、ちょっと議事録を紹介したいと思います。地方六団体が国に対して提言したときに、全国知事会の会長の梶原会長の方が、こういうこともおっしゃっておられます。我々6団体は小異を捨てて大同につくという、本当に苦しい産みの苦しみを味わいながらまとめました。しかも6団体共通案としてまとめました。これは真の地方分権改革を今やらなければいけないという強い思いでまとめたことということを重ねて申し上げたいと。国会決議や地方分権一括法で、国と地方で対等だと言われたが、なかなか現実はそうでもない。この際、そういう経緯も確認していただいて、この改革案を真摯に受けとめていただきたいと思う。

私たちは真摯に受けとめて、ボールを投げ返すということをしたわけですから、政府、国側もそれを真摯に受けとめていただきたいというようなこともおっしゃっておられます。

この具体の分で、それぞれ提案されたんですが、その中に先ほど言いました前提条件もあわせて、全体像も示されております。地方分権推進のための三位一体の改革として、18年度までは第1期の改革、19年から21年までは第2期の改革ということで、全体像を示されております。

国から地方への税源移譲、トータルでございしますが、8兆円程度、国庫補助負担金の見直しとしまして、9兆円程度の減額、この差1兆円ございします。

この差額については、地方公共団体の創意と工夫により、一層の行財政の効率

化、合理化を推進して、行財政努力によって対応するというふうにされております。

今回、それぞれ提言がなされまして、平成18年度まで、3兆円足らずの金額が提示されておりますが、これは地方六団体の9兆円の補助金削減からいきますと、大体3合目程度ということになっております。これからが非常に本格的な議論というふうになっております。

先ほど野口委員の方から、それぞれ残されている課題も指摘ございました。生活保護及び児童扶養手当に関する国庫負担金の改革、公立文教施設整備費等建設国債対象経費である施設費の取り扱い、義務教育関係経費において費用負担について、教育水準の維持・向上を含む義務教育のあり方について幅広く検討、平成17年秋までに中央教育審議会の結論を得るというふうになっておりますが、それぞれ17年に持ち越している課題も多いというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、この地方六団体の要望でございします。最終的には地方分権ができるかどうか。この三位一体の改革に大きくかかわっているというふうに認識しております。

次の、今後の財政見通しでございしますが、議会本会議のところでそれぞれ答弁をさせていただきます。

平成17年の当初予算で、それぞれ不足額を基金の繰入金で補てんをしております。ご承知のように、合計26億9,700万円ほどの基金からの繰り入れをして、収支合わせております。

この結果、財政調整基金ほか4基金の主要な基金残高でございしますが、今回補正4号で、それぞれ基金の積立を1億2,700万ほど財政調整基金にしております。

その結果、平成17年度当初の26億

9, 000万円を取り崩しますと、平成17年度では12億4,637万程度になろうかと思っています。ただ、この12億ですが、平成16年から公共下水道事業特別会計で、資本費平準化債を発行しております。平成16年の当初予算で8億8,600万円、平成17年、今回の当初予算でも9億7,270万円を発行予定しております。合計しますと、18億5,880万円、もしこの資本費平準化債の発行がなければ、先ほど言いました12億強の基金残高はなくて、むしろ6億円の赤字というふうになっていたというふうに認識しております。

市債発行での一時しのぎではございますが、それぞれそういう手を使いながら赤字を出さないというふうに財政の方では考えております。

先ほど言いました公債費のピーク、それから退職金のピーク、これを過ぎますと一定落ち着くというふうに思っておりますが、ここ五、六年が非常に厳しい状況が続くものと思っております。

その後は一定の落ち着きがあるんですけども、この機会に収支均衡は崩れてしまうというふうに思っています。多少の赤字決算は計上することがあっても、再建団体の水準に達しないような、そういう財政運営も現実求められるのではないかとこのように思っております。

ちなみに平成16年の標準財政規模は170億8,600万円でございます。その20%になりますと、34億5,700万円、この数字を超えますと赤字再建団体というふうになります。

ちょっと乱暴な議論でございますが、収支均衡、もちろんとすることが必要、大切というふうには認識しております。しかし、実際に公債費のピーク、それから退職金のピークで収支は均衡、必ずや一、

二年のうちには崩れてくるのではないかとこのように思っております。

そうさせないためにも、やはり先ほど言いました平準化債とそういう手立てをしましたけれども、他に手立てがないのかどうか。今後、検討していきたいというふうに思っております。

○三好委員長 藤原課長。

○藤原人権同和対策課長 名称につきましてですけども、名称については、機構改革の中で提案していこうと思っております。特措法、いわゆる平成14年3月末をもって法期限を迎えました地対財特法についてであります。これを受けて府の同和対策審議会におきまして、答申が出ております。その中では、教育労働の課題が残されているとともに、府民の差別意識の解消が十分進んでおらず、同和問題が解決されたとは言えない状況であるというふうな指摘がございます。

それを受けて、大阪府は2005年に府民意識調査というのを実施するというふうに聞いております。府民7,000サンプルをこの秋以降に実施するというふうに聞いております。項目については、まだ明らかになっておりませんが、項目については市町村も含めて検討していきたいというふうな提案を受けております。

人権協会ですが、(仮称)摂津市人権協会というのを、この新年度予算で立ち上げていただきたい。要するに改組して立ち上げていただきたい。あくまでも仮称であります。というような要望を市がしております。

これは、いわゆる行政と市民組織との協働、ともに働く、協力しながら働くという意味でありまして、なぜかと言えば、現在の人権協はいろんな活動、人権を中心にしていろんな活動をしているのですが、その中で、加盟団体が非常に多いと。

地域ですごく地域密着型の団体であるということで、何とか今までの啓発プラス相談事業を担っていただいて、市民の人権に対する自立支援、そういうのもやっていただきたいということでお願いしております。

それと、「あたらしい憲法のはなし」であります。これは昭和25年12月に当時の文部省が中学社会科1年生用に発行したものだというふうに思います。

過日の代表質問におきまして、出ました折りに、教育委員会、学校教育課の方にこういう冊子が過去に配られたよということで、話を持っていっております。その後はまだ話をしておりません。

それと戦後60年、被爆60年の取り組みであります。これも本会議の方でお答えしましたように、平成17年度は平和月間というのを例年開催しているのですけれども、その中で広島の平和記念資料館なり、長崎の原爆資料館から写真とかあるいはポスターを取り寄せて、展示をしていきたいというふうに考えております。

○三好委員長 寺西参事。

○寺西市長公室参事 男女共同参画社会の実現に向けてということで、第2期女性プランを平成14年から平成18年度までの5か年計画というふうなことで、今実施しております。プランの中で、男女共同参画の促進ということで、各種審議会や委員会への女性の参画目標として30%と定めまして、女性の参画推進をお願いしてきたところでございます。

平成14年4月1日時点で、25.3%、15年4月1日時点で29.4%、16年4月1日で、27.6%というふうなことでございまして、若干ではございますが、30%に近づいているという状況でございまして。

その他、プランの中に基本課題として、6項目ございまして、数字としてあらわれているのは、この審議会等の女性委員の割合というふうなことだけでございまして、ほかの分野につきましては数字としてあらわれているというふうなことでございませぬ。しかし、徐々にですが、一応市民意識の中に男女共同参画の促進をしていかなければならないというふうなことで、啓発についても市の方でやっておるところでございまして。

広報紙の方で人権シリーズというコーナーに、今、2か月に1度、女性政策にかかわる記事を掲載しております。それと、市役所の職員に対する啓発ということで、女性問題を身近に理解していただくために、毎月1回、女性政策課から女性政策レターを発行させていただいております。

もう一点、最近問題になっておりますドメスティックバイオレンスでございまして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律ということで、平成13年の10月に施行されております。この分が昨年、平成16年の12月に改正されてございまして、本市におきましても平成15年11月にDV防止ネットワーク会議を設置しております。

構成機関といたしましては、摂津市医師会をはじめ、吹田子ども家庭センター、茨木保健所、摂津警察署、摂津市民生児童委員協議会、民間シェルター、女性センター、それと役所の中で関係する各課にも入っていただく中でネットワークを組み、連携を図っておるところでございまして。

続きまして、男女共同参画に関する条例についてというふうなことでございまして、先ほど委員の方からもございましたように、現在、大阪府下で6市、大阪

市、堺市、豊中市、吹田市、池田市、東大阪市の以上6市と大阪府が条例制定をされており。

男女共同参画社会の実現につきましては、行政のみの努力で実現できるものではございません。市民、事業者も含めたすべての人がさまざまな分野で日常的に取り組むを進めることが不可欠となっております。条例を制定することは市の基本的な施策や、市民事業者の責務を明確にし、市民、事業者と共同して積極的に取り組んでいくための共通基盤をつくるものであるというふうに考えております。

今後、条例制定につきましては、現女性プランの推進状況を勘案しながら、果たして今、条例制定する状況にあるのかどうか、女性政策市民懇話会委員をはじめ、いろんな立場の方にご意見をいただく中、摂津市に合った条例制定に向け、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○三好委員長 中岡参事。

○中岡市長公室参事 退職手当の見直しのご質問と思うんですけれども、委員ご指摘のように、19年から22年にかけては金額でいいますと大体200名ぐらいやめますので、60億ぐらいが必要と思っています。

その間、早期退職等もやっておりますけれども、平成16年度に早期退職した分でいいますと、約11名の応募があったんですけれども、その中でいいますと団塊の世代の退職者が多いということで、うちの方で試算いたしますと、この方の分で大体1年間に約6,200万円の財源の削減になります。勧奨退職で上乗せで支給した分が約3,700万円でございます。あともしその方の分をすべて新規で採用したといたしましても、2億4,

000万ほどの減額になりますので、差し引きいたしましても、約2億1,000万円の効果が上がっております。

それとあと退職金の支出の分までも含めると、約6年ぐらいたすれば、十分その分のもととはとれるような効果が上がると思っております。

それから、その後ですけれども、平成23年から25年にかけても、大体25名から30名ぐらいの退職者がおります。その分につきましては、大体30名といたしまして、年間9億円ほどかかるんですけれども、その分25年までで約27億ほどを見込んでおります。

今回、16年度で行いました希望退職、これを17年度、18年度続けることによって、もし応募者が出てくれば、その効果もまた上がっていくのではないかと思っております。

○三好委員長 暫時休憩します。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時 再開)

○三好委員長 再開します。

野口委員。

○野口委員 2回目ちょっと絞って質問させていただきます。

再質問の最初は、人権にかかわる問題です。名称問題については、機構改革の中で提案していきたいという答弁でありまして、これ毎回、毎回お尋ねしておいて、そのときは次年度から直しますよという感じのご答弁だったんですけども、そういう答弁もあれば、検討しますという答弁もあれば、いろんなことの繰り返しですけれども、先ほどもいろんな情勢問題をお話しましたけれども、少なくとも部落解放同盟に偏ったやり方に追従するとしても、名前ぐらいはなくなっているわけですね、ほとんどのところは。幾つかは残っていますけれども、そういう状

態について、わからないと、法で定められた指定区域もないのに、多くのところで同和という名前は少なくとも人権に変えるという流れですわね。何で、この現状になっているのか、理解できないわけです。機構改革いつなんですかね。ぜひ時期を示して、いつまでやるのか、どういう形でこの問題について決着をつけるのか。きちっとご答弁をいただきたいと。

それと、参事の方からいろいろお話がありましたけれども、先ほど僕は大阪市の例をちょっと申し上げました。行政はご承知のとおり税金で運営されています。

そういうところで、一般の方が見て不公正な部分が1つとして同和行政なんです。今、同和行政と言いませんけれども。大阪市議会で、うちの議員が取り上げたのが財政規模違いますけども、133億円の税金を同和事業に使っているという、その中には僕もびっくりしましたけれども、いろんな福祉の分野で、例えば地域福祉権利擁護事業だとか、小地域ネットワーク活動推進事業、障害者ぴあカウンセラー派遣事業、ケアマネージメントリーダー養成研修事業、高齢者引きこもり対策事業と、こういう一般事業へもぐり込んで、補助金が出ていると。これが資金的な保証になって、人権協会として従来のべったりの行政を進めるという、この暗礁になっているわけですよね。

だから、少なくとも名称問題ちゃんとけりをつけていただいて、府と市町村の関係もありますから、あからさまには、対応はしんどいかもわかりませんが、もっと行政の公正に執行するという立場で、そういう位置づけで大阪府のさまざまな問題については対応すべきだということで1つ申し上げておきますし、3つの調査については、この前、大阪府に確認したら、5年前にやった実態調査

のときには、大阪府が法に違反して、同和地区とか同和地区出身だとか、人々とか、こういう言葉を入れてから質問しているわけですよ。

今回もこういうことを入れて、質問することはどうかと問うてもなかなか大阪府は答えないと、何で同和地区だけの方に7,000とおっしゃいましたけれども、決めた限定した調査なのか。おかしいわけですよ。もう法はないんですよ。本来ならばすべて一般施策に移行して、今のような状態を一掃すると、その姿が公正な姿なんですよ。それがそうっていないと、そういう意味では、この人権協会の問題も含めて、3つの調査、実態把握を大阪府が行って、新たな策動をしようと思っているんでしょう。そういうところはきちんと見ていただいて、最大限努力をしていただくということは、お願いしておきます。

戦後60年の取り組みですけども、ちょっと答弁わからなかったんですが、代表質問で事前に「あたらしい憲法のはなし」の問題について通告していましたけれども、答弁なかったんですね。先ほど申し上げたように、戦後の出発として憲法について、国民の皆さんに文部省がつくった、この「あたらしい憲法のはなし」を渡して、二度と戦争はしないと、含めて新しい新たな日本を出発したわけですよ。それのこの出発の文書なんです。たくさんひらがなで書いています。小中学生も当然理解できると思います。

そういう意味では、これをぜひ配布する努力をしていただきたいと。そんなに予算はかかりませんわね。100万もかからんと思いますけども、こういう戦後60年にふさわしい節目として、こういう視点も僕は大事だと思うんですよ。

本市の平和都市宣言でありますけども、

宣言文の最初は私たちは憲法で戦争を放棄し、世界の恒久平和の実現に貢献することを誓っていますと。こういう文章で宣言文は始まっていますけども。だから今いろんな動きがありますけども、憲法の問題について、戦後60年の歴史についてきちっとその出発について理解していただくことから、60年全体見ていただくという趣旨もありますし、ぜひ冊子、少なくとも子どもたちに配布していただきたいと再度強調しますけれども、担当の方からのご答弁しんどかったら、助役の方からよろしく願いいたします。

男女共同参画の問題については、意識調査、一般市民1,000人、自営業に従事する女性400人、1,400人対象にして調査を行うということでありました。この調査の項目については、どんな項目であるのかというのは、この懇話会なりで相談されるんでしょうか。されるならば結構ですけども、丸投げしないでそういう形をつくっていただきたいということはお願いしておきます。

それで、条例制定の問題については、慎重に検討していきたいというお話がありますけれども、先ほど申し上げたように、自治体としての姿勢を示す意味では、条例が一番妥当な方向でありますし、いろんな各市の到達点もありますけれども、本市としてきちんと条例を制定して、姿勢を示して、この課題が進むようお願いしたいと。

先ほど、数字が見えない中での大事な問題いろいろ取り組み状況のお話あったんですけど、毎日、痛ましい事件が続いておりますけれども、お話にあったDVだとか、女性に対する暴力問題、いろいろあるわけで、そういうことも改めて、条例をつくる方向の中で、きちっと整理もし、対応していただきたいというこ

とでお願いしておきます。

災害対策のハザードマップ問題です。あとの問題、また後からお聞きしますけれども。

1,100万の予算ということなんで、予算的には全戸配付はしんどいかと思うんですが、ようやく、この防災推進計画の策定だとか、ハザードマップ、地域防災計画の見直しということで、具体的に行政としても進めていくわけで、特に災害対策のある面では出発だというふうに思います。

そういう点では、いろんな場面で作ったハザードマップをお渡しするという形も当然でありますけれども、先ほど答弁の中では住民参加でつくっていくという話でありましたし、一緒につくっていった問題については、住民に返していただくと、災害発生した場合にはそれを活用して、早急に避難をし、災害を少なくしていくということになっていくだろうと思いますので、補正を組んでまでも全戸配付まで、まとまったマップについてはしていただきたいということで、お願いしたいと思うんですけども、一言見通しについてご答弁いただければお願いしたいと。

三位一体と財政の今後の見通しの問題についてであります。今後の見通しの中で、1つは国との関係で、三位一体の影響はどのぐらい出るのかということが1つはあるかと思うんです。

先ほど三位一体の期限について、部長の方からご答弁あって、第2期が平成19年から21年ということで、第1期合わせて8兆円の税源移譲で9兆円の削減ということであります。

これに並行して、平成19年度から地方財政計画について、地方交付税を数年間で削減するような手立てが、今、国に

おいてつくられようとしています。この2年間で摂津においても、7兆円近くの、臨時財政対策債も含めればもっとですけども、約10億円近く、地方交付税の削減と、臨時財政対策債削減で、そういう影響が出ているわけです。これが今申し上げた数年間で、地方交付税を削減しようと考えているということがもし実施されれば、摂津にとって大きな影響を受けるとということが1つの将来見た財政の見通しの中で、ペンディングの問題として、僕はあると思うんです。

財政状況としては、平成17年度当初予算ベースで、今年度末、こういう状況になりました。確かに市債は元利償還が多いわけですから、どんどん減っていきまして、一般会計、特別会計合わせますと838億円です。市民1人当たり98万で初めて100万円割りました。これで水道企業債とか、決算では出てくる債務負担行為が入ってきますけれども、元利償還金が一般と下水で、これは借り換えも含んでおりますけれども、初めて100億円超えました。約110億ですね。1日元利償還額は、これも3,000万超えまして、3,012万という、大変な借金返済の平成17年になります。

そういう中で、今後の見通しを見た場合、先ほど退職金の問題もお話ありましたように、平成19年から22年まで、200名ほどと、当然早期退職だとかあるかもわかりませんが、それに要する費用60億、平成23年から25年、約単年度9億円で27億と、これだけでも87億かかるわけですね。それと先ほど三位一体の影響を見れば、余り財政的余裕はないと、その一方で、国の税制改正だとか、小泉内閣になって、今月で丸4年たとうとしていますけども、一般の新聞が新年度予算に対して、本格増税路

線という、大体言葉は違いますけれども、増税路線という新年度予算に対する表題をつけたわけです。

この状態では、このままでは、平成9年の橋本内閣のときに消費税を3%、5%、医療費を2兆円の負担、合わせて9兆円の単年度負担を押しつけましたけども、あのときを超える日本経済に対する影響、国民生活に対する影響を与えるのではないかという、そういうことを私どもの国会議員団としては国会でも、もんできました。

その内訳としまして、97年度、平成9年のときには、大企業収益もふえていました。企業収益も。一方で、国民の収益もどんどんふえておったんです。そういう中で9兆円の負担を被せた結果、冷え込んだんです。今度は、今どういう状態かといいますと、97年の橋本内閣当時に比べまして、資本金10億円以上の企業収益は年間で6兆円です。ふえているんです、年間単位で。

一方、従業員給与、サラリーマンの給与は4.5兆円マイナスということです。こういう状態の中で、定率減税の半減縮小だとか、さまざまな負担増計画が出されようとしていますけども、その中で影響を受ける高齢者、国民の暮らしを見た場合に、これからの財政見通しとの関係で、国に原因があるにしても、国民、摂津の市民も大きな影響を受けるとすることもきちんと視野に入れて、市民生活を守ることと財政再建を行うと、これを姿勢の基本にすえて、その中で市民合意を図りながら必要な公共事業を行っていくと、この原則に立つべきだと思うんです。

ちなみに、この前資料いただきましたけれども、どのぐらいの負担増になるかといいますと、例えば1つは夫が67歳で年金収入で年間240万、妻は65歳

で無年金の場合、平成17年度は所得税、市民税、介護保険料、国民健康保険料が総額で20万648円納めるわけですね。これが来年度、平成18年になりますと、定率減税も廃止をされます。

老年者控除50万円もなくなります。年金控除が140万から120万円に下がります。こういう所得税を課税する課税所得が高くなってきますので、これによって、同じ項目で比較しますと29万2,414円になります。

9万1,766円、こういう世帯の方は、平成18年度は負担がふえるわけです。これ今決まっているだけです。これどんどんかぶさってくるわけですから。

もう一つ、政府が言っている家計調査、これ03年、だから2年前の調査ですけども、勤労調査世帯の平均データで計算しますと、世帯数は3.49人、世帯主の給与年収は515万円、配偶者の年収64万円、こういう前提で計算しますと、既に小泉内閣によって負担が実施されている分で、小泉内閣になる前に比較しますと、年間で10万5,000円負担がふえているわけです。

今、国会に出ている分を含めて、今後平成17年度と18年度で新たに7万3,000円ふえるわけです。平成18年度から、丸っぼ平年ベースで計算しますと、年間18万の負担がこういう世帯ふえますので、これを毎月の税込みの収入ベースで見ますと36万の金額になりますけれども、毎月の収入額の半分が新たな増税分として払うと、負担がふえるわけです。これだけ国民生活も大変な状態になっていると。これはいろんな機会で、摂津市の平均所得が少ない問題も含めて、合わせて上下水道料金は20トン計算で、大阪府下3番目高い問題だとか、そういう公共料金の問題も含めて申し上げてき

ましたけれども、簡単に言えば先ほど申し上げた、今後の財政を見た場合に、平成19年度はマイナス11億円だろうということで、34億円の赤字再建団体のところまでいかないと。しかし20年度から大変しんどくなります。いろんな財政指標を考えておられるかもわかりませんが、今申し上げた市民生活の実態が、そうなるんだということをしっかり視野に入れていただいて、去年は市長選挙もありまして、日経新聞の住民サービス番付府下最低という指標をもとにして、いろいろ申し上げましたけれども、そういう指標もあるわけですから、実際問題、国の政治によって、それだけ負担がふえるという問題があります。だから、先ほど申し上げたように、今後の財政見通しの中で、市民生活を守るということはどういうことなのかと、それと国の三位一体の影響はどのぐらい出てくるのかと、それに平成19年から退職手当がどんどんふえていくことになるわけですけども、18事業の決めてる中で、最低必要上たくさんあります。これやるにしても、そのほかに手を出す余裕は私はないと思います。

そういう点で、今申し上げたような、今後の財政見通しを見ても、何回も申し上げているような、この財政再建と市民の暮らしを守るという立場で、改めて財政を行っていただきたいというふうに思うわけですけども、今、国の税制改正等々による負担増の中身の話をしましたけれども、それに対する感想といいますか、お答えをいただきたいと思います。

○三好委員長 藤原課長。

○藤原人権同和対策課長 まず、名称変更の件であります。私としましては、次の機構改革において名称変更を目指しております。その辺は、私の方では承知

しておりません。申しわけありません。

それと、2005年の府の調査であります。これについては先ほどご答弁申し上げますように、まだ調査項目について、決まっていないということでありまして、調査項目については各市町村の方に項目の提示を行うということでもありますので、それを待っているというか、4月以降いつになるかわかりませんが、待っているところであります。

「あたらしい憲法のはなし」の配付であります。これにつきましては、先ほど申しあげました平和月間の取り組みの中で、市と共催であります。世界人権宣言摂津連絡会議というのがございまして、そことも相談しながら、配付に向けて検討していきたいというふうに考えております。

○三好委員長 小野助役。

○小野助役 今、課長の申しあげた中身で若干補足も含めて答弁させていただきます。

まず、名称の変更の問題につきましては、次の機構改革と申し上げます。市としては7月に、通常4月には新規採用並びに管理職、7月には課長代理以下が人事異動ありますので、若干ほかの機構等の問題も持っておりますから、7月に向けて一定の検討をし、一定の結論を出したいなという気持ちで思っております。

ただ、この確かに人権という大きな概念の方向として、同和問題があるということ、今後は大きく人権の傘のもとということになると思います。そういったことを考え合わせて、機構改革したいと思っております。

ただ、野口委員言われているように、法の終了ということと言われるんですが、これは財政法上の特別措置が終了したということでありまして、財政上の特別措

置は終了しております。しかしながら、その同和問題そのものについては、先ほど藤原課長が言ったとおりでございます。そういったことの中で、すべてがなくなるということではございませんので、大きな人権という中身でもって名称は検討し、一定の整理したいと思っております。

なお、次の「あたらしい憲法のはなし」でございますけれども、少し若干読んでおるんですが、23年の10月発行、25年に文部省の検査済になっております。ただ、この今申しあげている世界人権宣言摂津連絡会議等々との協議と申しておりますが、やはり市がもしも出すならば、やはり内部で十分議論をするべきだというふうに思います。

といいますのは、ここに見ただけでも、例えば明治欽定憲法が国民に与えられたものだ、これが本当にそういうことだけで言い切れるのかと。この一言だけということがありますし、いろんな議論が出ると思います。

それから、今度の新しい憲法は、日本国民が自分でつくったものだ、これはいろんな議論があります。今、現在、護憲、改憲、創憲、加憲という形が今出ております。私も憲法問題は、これは国政の場でいろいろ議論をして、国民の代表である国会議員各位が議論して、それが審判を受けるということではございますから、それにゆだねようと思っております。

そういった今の憲法問題が、いろいろある中で、このことを出すことがどういう一体8万5,000人の市を代表する市役所として、どういうことになるのかということ、これは十分議論しなければならない。確かに、民主主義、国際平和主義、主権在民主義はこれは異論はないところであると思っておりますが、このようなところには十分議論していかななくてはいけ

ないと思っています。

それから、この国際平和主義の中にも、日本が自分の国のことばかり考えているので、とうとう戦争を始めてしまったというくだりも、これも歴史的な中にもいろんな議論があり、これ私は具体的に申し上げる問題ではございませんが、これとていろんな議論がやはりまだ歴史的事実の中で起こっていることを見ましても、十分これは慎重に市として出すとするならば、十分内部で議論をし、これをいろんな批判があっても、この中身を出すということはすべて正しいんだと。基本的にこれを容認し、一定の説明責任が出てまいりますから、これは慎重に扱うものであるということだと思います。出す出さないは別として、これは十分そういうご意見も伺いながら、内部で十分議論をすべきものというふうに今のところ考えております。

○三好委員長 ハザードマップと財政見直しについては、奥村部長。

○奥村総務部長 ハザードマップについて、まずお答えしたいと思います。

予算額としては、1,001万7,000円を計上しております。その内訳として、印刷製本費では、458万円を予定しております。

先ほど寺本参事の方から言いましたように、ハザードマップの作成は、これ作成すれば終わりというふうには考えておりません。作成段階から、あるいは作成以後も市民の防災意識向上のための一助にしたいというふうに考えております。行政のひとりよがりになってしまわないように、出前講座や、あるいは自主防災訓練の機会をとらまえて、十分活用していきたいと。

ご指摘のように、全戸配付ということをおっしゃっておられましたけれども、

例えば、冊子物とか、あるいはパンフレットものというように、分けをしながら、より多く市民の方に配布したいというふうに考えております。

それから、三位一体の改革の影響についてでございますが、今、現在17年、18年と暫定的ではありますが、所得譲与税、あるいは都道府県レベルでいきますと、税源移譲予定特例交付金の処置がなされております。この処置はあくまで暫定的でありまして、税制改正の大綱によりますと、平成18年度に税制改正が行われる予定であります。いわゆるフラット化のために、個人住民所得割等、それから個人所得課税のあり方について、それぞれ役割分担を明確にしながら、さらには整合的な制度とするために改正がなされる予定と聞いております。

平成18年の通常国会で必要な税法の改正、それから19年度分の所得税、あるいは平成19年度分の個人住民税から適用されるというふうに聞いております。これ、本来は、増税をするのが目的ではなしに、国と府の税源配分でございますので、地方六団体が提言しておりますように、税源移譲に当たっては個人住民の所得課税全体で増税とならないようにというふうに、国の方に強く要望しております。

それから、平成17年1月18日に地方六団体、総務大臣が一応会合しております。これは18年度以降を見据えた会合になっております。

大きく要望として上げておりますが、地方財政計画及び地方交付税について、平成18年度交付税は、少なくとも平成17年度以上の額を確保すべきであるという要望も上げております。

2点目として地方税でございます。先ほど言いましたフラット化に伴いまして、

個人所得課税全体が実質的な増税にならないように、適切な調整措置をお願いしたいということに要望しております。

3点目としては、国庫補助負担金のスリム化、交付金化、それから4点目として国の関与、規制に廃止、見直し等を要望しております。

今後につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、全体の8兆円、あるいは9兆円の補助金カットの分でいきますと、まだまだ3合目、4合目でございます。それぞれ地方六団体の動向をやはり我々は注視していきたいというふうに思っております。

○三好委員長 野口委員。

○野口委員 最後に意見だけ述べさせていただきます。

この間、毎年、財政問題、いろいろ会派を超えて論議がなされてきました。いよいよよりしんどい状況に直面していく中で、どういう立場で財政運営を、再建も含めて行っていくのかというのが、問われているかと思っております。

特に、国の政治に基づいて先ほど申し上げた形で、国民の側はどんどん負担がふえると。一方、企業収益はどんどんふえると。しかし、そういう方々に対しては、99年に実施した減税策ももとに戻さないという形で、勝ち組、負け組という色分けが極端にされようとしている。そういう社会になろうとしていく中で、国民、市民も大変な状態に陥ってきています。

それは、当然、摂津市も一緒でありますし、そういう問題をきちっと摂津市行政として受けとめていただいて、それを取り込んだ形での行政の役割を果たす、そのための財政運営と。プラスアルファはまたいろいろ住民合意で考えてもらったらいいと思います。

そういう点では、南千里丘の開発の問題だとか、吹田操車場跡地の問題、特別委員会で論議がありますけども、そういうときだからこそ逆に必要ならば住民合意のためのいろんな流れをつくって、検討していくということぐらいに進めたらどうかかなと思っています。

ぜひそういうことを基本にして、行政運営進めていただきたいということを最後に強調しまして質問終わります。

○三好委員長 次、森西委員。

○森西委員 それでは、代表質問と重なる部分も多少はあると思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

重点施策を障害者施策と、安全・安心の施策というふうに上げておられますので、総務常任委員会ですので、安全・安心施策を中心な形として質問させていただきたいと思ひます。

予算書に沿って質問させていただきます。まず55ページなんですが、基金の繰入金です。平成16年には、公共施設の整備基金の借入金14億2,100万円、今年度には総合福祉会館再整備基金の借入金10億円と基金より借り入れしておりますけれども、この総合福祉会館の再整備基金の借り入れですので、返済が必ずあるわけですね。返済時期というのは、いつなのか。それで、返済方法はどのような形でされるのか。

そして、今後、基金からの借り入れという方法をとっていくのか、お聞きします。

続いて、72ページです。委託料の中で人材育成基本方針支援委託料というのが、これは去年までなかったと思うんですね。けれども、ことしからだったと思ひます。これはどのような委託なのか、お聞きします。

同じく、秘書業務の委託料ですけれど

も、昨年が530万、今年度が683万2,000円ということで、153万2,000円の増になっております。これは、なぜふえているのか。人数をふやされるのか、違う形態をとられるのか、お聞かせいただけますか。

続いて、78ページ、負担金、補助及び交付金の淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会負担金ですけれども、平成元年に運輸政策審議会第10号答申において、今後路線整備について、検討すべき区間と位置づけられていますけれども、この答申の目標年次が平成17年度、こととしてありまして、この大阪圏に関する新たな計画が答申されるということです。これについて、何か聞いておられることがあるのか。それに向けて、何か市として取り組んでおられるのか、お聞きします。

81ページですが、電子計算費の委託料の情報セキュリティ監査委託料が、これは去年なかったんですが、新たにできております。これは恐らく個人情報保護法に絡んでだと思えるんですけれども、これはどのようなものを委託をして、どこに対して行うのか、それと概要には、基幹システムの情報セキュリティチェックというふうに書かれていますけれども、どういうふうなことをするのか、お聞きします。

82ページの男女共同参画意識調査の委託料ですけれども、これはどういうふうな形で対象はどのような方に、それとまた時期はいつぐらいにされて、期間をどのぐらいかけて行われるのか、お聞きします。

続いて、173ページ、消防の方に飛びます。消防費の常備消防費の需用費の消耗品の消防署のところですが、平成16年度が962万8,000円が

今年度2,257万円というふうに1,294万2,000円増になっておりますけれども、これについて詳しくお聞きします。

175ページ、消防ポンプ車ぎ装工事、工事請負費2,050万3,000円。これについて今後のほかの消防車等の予定をお聞かせいただけますか。

それと、180ページです。ハザードマップの作成委託料ですが、先ほどからも野口委員が質問をされておられましたけれども、このハザードマップで、洪水が起こったときの地図というのはわかるんですけれども、それ以外に、何か必ず記載しなければならないことというのはあるのか、お聞きします。

それと、今年度、安全・安心の施策ということで、防災に力を入れられるということなんですけれども、今、現在、摂津市で自主防災組織が12小学校区中7小学校区で組織されていますけれども、組織がない小学校区について、例えば、今現在、災害があれば、どのような対策、対応をとろうとしておられるのか、お聞かせいただけますか。

続いて、予算概要の方に移らせてもらいます。14ページですが、創造的人材育成事業並びに現業職場活性化事業など、職員研修と言われる事業の予算が年々減少しておりますけれども、減少しても研修内容というのは変らないのか、もしくは支障ということは出てこないのか、お聞きします。

それと代表質問で意見として言いましたけれども、経験を少なくして課長になったり、課長経験が少なくて部長になったりというふうなことで、管理職の退職者が多く出るという形で質問もさせてもらいましたけれども、そういうふうな支障というのは今後、起こってこないのか、

お聞かせいただけますでしょうか。

続いて、21ページで、昨年までは総務費、総務管理費の企画費というところにせつつ塾がありまして、本年度は名前が見当たりません。このせつつ塾というのはもうやめられたのか、お聞かせいただけますでしょうか。

それと、人件費の方に移ります。ここで、人件費の調整手当、予算書でいえば232ページですけれども、支給対象地域が摂津市全域であると、支給率が10%であるということですが、これ国の算定では10%ではないと思うんですけれども、国の算定はどうなっているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

それと、住居手当と通勤手当が国の制度と異なるというふうに書かれているのですが、これ国の制度はどうなっているのか、お聞かせいただけますか。

それと、大阪市の方でいろいろと問題が発生しておりまして、何項目かはその中で改善をされるというふうなこともマスコミ等で出ておりますけれども、例えば大阪で改善される中で、摂津市にはあるのか、比べてそういうふうなのがあるのか、お聞かせいただけますか。

例えば、大阪市では、互助組合への公費補助、互助組合連合会などの退職者への給付金、団体生命共済の保険料の公費負担、職場単位の福利厚生団体への助成、それと大阪市が総務省に給与の二重支給と指摘されて、特殊手当が摂津市にはあるのか。それと、勤務手当の基礎額への扶養手当算入、係長級職員への管理職手当の支給などがあるのか、お聞きします。

それと、互助組合から大阪市の方では、職員の子どもが小中高へ入学時に支給する祝い金を出されるとか、会員リゾート施設の利用料が出るとか、勤続20年と30年の職員に現金を支給するとか、表

彰勤続25年と35年の職員に表彰金として現金を支給するとか、また退職時に互助組合の方から退職金とか、その後年金が出るというふうなことがあるというふうな新聞等でも書かれております。そういうふうなことが、摂津市でもあるのか、お聞かせいただけますか。

○三好委員長 堤参事。

○堤財政課参事 それでは、私の方から基金繰入金のうち、総合福祉会館再整備基金の借入金について、お答え申し上げます。

このような基金の借入運用につきましては、あくまでも緊急避難的な措置でございまして、財源不足対策といたしましては、異例の措置でございます。

しかしながら、急迫いたします財政を賄うため、やむを得ず緊急措置として借り入れを行うものでございます。

借り入れの期間につきましては、17年4月から3年間でございまして、期間中は3年定期の利息を付すこととなっております。

予算書221ページに、総合福祉会館再整備基金借入金利子償還金として70万円を計上させていただいております。

3年後には償還となる予定でございますが、その前年度には昨年度借り入れたいたしました公共施設整備基金からの借入金14億2,100万円の償還もでございます。財政状況が非常に厳しい当分の間につきましては、このような借りかえを行いまして、財政状況を見ながら返済について、今後、例えば基金に一定額を積み立てるなど、考えていかなければならないと考えております。

○三好委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 2点、地下鉄の2号線の延伸に係る分と、それからせつつ塾ということで、ご答弁申し上げます。

運輸政策審議会の動きでございますが、昨年16年4月7日に大阪府の方で情報をつかみまして、摂津市の方に連絡をいただきました。その内容は、社会経済的観点、B/Cが1.0以上であること、それから、都市構造の機能の強化でありますとか、環境への対応、つまり環境への対応と申しますと、CO2の排出量の減少量が多いこと。それから、乗り継ぎの利便性の向上があること、アクセス、イグレス、イグレスというのは、乗り継ぎの回数とかで、最終的に到達する、そういう時間の減少の度合いが高いということなんですが、こういう利便性の向上が高いことなど、幾つかの点で指摘がありまして、この4月の時点で答申案で位置づけられないであろう路線、12路線の中に、地下鉄2号線、大日・高槻の間、14キロが含まれておりました。

私どもの方といたしましては、この3市1町の地下鉄延伸連絡協議会の方でこれに対応すべく4月の末に会議を持っております。

一応、地下鉄2号線の事業の概要なんですが、整備距離は14キロ、事業費は1,838億円、B/C30年間でその利便性というのは、0.93ということで1を割っております。

それから、輸送密度、これが1万5,600人/km、それと収支の採算なんですが、これ開業後40年を基準にしております。これが開業の分でいうと、40年で累積赤字が4,805億円という試算になっておりました。

とりあえず、私どもとしましては、淀川右岸3市1町の地下鉄延伸連絡協議会と、あと2市を加えた地下鉄の延伸研究会の方で5月20日に近畿運輸局の方に行きまして、延伸について要望をしてみました。要望といたしましては、運

輸政策審議会第10号答申の継続性の確保、それから各市の総合計画などに位置づけられている地下鉄であるということの位置づけ。それから、すべての数字に対する根拠数値の開示ということでの要望をさせていただいております。このときに、一応話をさせていただいた内容で、近畿運輸局の方が申しておりますのは、45路線、540キロという形での従前の10号答申を、12から13の路線に絞り込むということで、その内容については、選挙がありましたので、8月以降に変更の内容が示されるとされたところであります。

私どもとしましては、その路線の計画の継続性ということでお願いをしたところです。対応者は近畿運輸局の企画課長でございます。それから、専門官が同席しておりました。

後にこれがパブリックコメントで掲示されましたので、同様の趣旨の意見を淀川右岸3市1町の地下鉄延伸連絡協議会並びに淀川右岸地下鉄延伸研究会の方で同様の趣旨の内容をパブリックコメントの方でやりました。

その結果の方なんですが、個別路線について、答申案に明記されておりますとおり、地方自治体等から検討すべきものと提案があった路線について、この場合は私どもの2号線でございますが、費用対効果が1を超えるものであり、かつ施設整備に対し相当の支援措置を前提に採算性が確保される路線を基本とし、さらに地域開発や都市機能の向上等、都市政策上の必要性を考慮して選択を行っております。

なお、検討結果については参考資料ということで、この場合、付随する文言として、今後これらの状況が変るということであれば、追加されるということになっ

たような回答をいただいております。

それと、せつつ塾の方なんですけど、昨年、研修に係る費用として、講師の費用5万円を計上しておりましたが、せつつ塾の塾生の方からこの財政状況の中で、私たちに予算を割くというのはいかかなものかというような考え方が出てまいりまして、この予算を計上しない形になったものでございます。

せつつ塾は、なお元気に活動を続けております。

○三好委員長 南野参事。

○南野市長公室参事 秘書業務の委託料の増の問いでございますけれども、これは労働者派遣を導入するまでの間、派遣職員が行う業務につきましては、女子職員2名で行っておりました。そして、平成15年5月からでございますが、労働者派遣制度の導入を行う際、早朝並びに夕方の来客並びに会議等によります待遇がほとんどないだろうという判断をいたしまして、開庁時間から閉庁時間までの間を1名として、10時30分から15時30分の間を1名といたしました。そして早朝並びに夕方1名、昼間は2名の1.5名の体制をとってきたということでございます。

しかし、平成16年におきましては、1年を通しましてさまざまな諸課題によります協議が増加することもありましたので、早朝、夕刻におきましては、来客の日程をとるようなケースが多々出てまいりました。

そういったことで、待遇等での時間がふえたことにもよりますが、一般事務等の事務が停滞したり、あるいはさまざまな支障が起こってまいりました。そういったことで、平成17年度におきましては派遣職員の2名体制をとるということでございますので、とることで解消するた

めに1日4時間で6,760円ということでございますので、その実働時間の日数を掛けますと、225日ということでございますので、153万円の増加ということでございます。

ただし、今後1年を通じまして会議並びに来客が少ない日につきましては、一定の事務がスムーズに行える日が発生した場合は、事前にそういうことが推測されますので、その日は派遣労働者の就業時間の短縮化を図ることに努力いたしまして、支出の削減には努力を努める所存でございます。

○三好委員長 杉本参事。

○杉本人事課参事 それでは、私の方から3点、お答えいたします。

人材育成基本方針の委託料については、どのようなものか、また、職員研修の予算が年々減少しておるが、支障はないのか。また、経験が少なく、課長や部長になることについて、これもいずれも支障はないのかというお問い合わせでございます。これについてお答えいたします。

人材育成基本方針につきましては、代表質問等でもございましたけれども、本市における今後の職員の育成の長期的な方針、方向を示しまして、我が市の職員の今後とるべき行動とか、基本目的とかを明確にすることを目的として策定するものでございます。委託料とはどのようなものかということでございますが、人材育成の基本方針自体が非常に今後の我が市の職員の育成、また方向性、ひいては市政全般において非常に影響を及ぼすものかと考えておりますので、これにつきましては外部のコンサルタント業者をお願いいたしまして、一部アドバイスをいただく予定をしております。細かい内容については省略しますが、今のところ考えておりますのは、この育成方

針をつくるに当たっての、庁内検討委員会でありますとか、個別具体的なワーキングチームでありますとか、こういったものに対しまして、適宜、そのステージごとにおけるアドバイスをいただくということを予定しております、金額的には96万円を計上させていただいております。

続きまして、職員研修の予算の減少について支障はないのかということでございます。

確かに、今年度につきましては職員研修の予算は大幅に削減しております。もちろん財政事情等が大きい理由ではございますけれども、その研修等の効果につきましては、これは人事課といたしましては、今までありました遠方への派遣であるとか、そういったものをできるだけとりやめ、インターネット等情報機器を活用することによって、これを情報の収集に努めるとか、また今であれば大阪府の市町村研修研究センター、いわゆるマッセOSAKAでございますけれども、こういったところの無料で講座を開催しております、非常に他市他団体との一緒に研修が受けられとか、こういったものが非常にしっかりやっておりますので、こういったものの活用、また予算自体の総花的な使用ではなくて、できるだけ予算を集中しまして、有意義な研修に重点を置くということによって、研修予算の減少については何とかこれをカバーしていくと。予算がありませんので、知恵を出していくというふうに考えております。

それから、経験が少なく課長や部長になることが支障はないかというお問い合わせでございます。これにつきましては、いろんなご意見ございますでしょうけれども、まず既に係長昇任試験をもう10年ほど

前からやっております、これも年々、年齢を下げまして、今でしたら最低年齢32歳というふうになっております。

ですから、以前であれば、10年ほどまでであれば最低で多分係長昇任しておりますのが、40歳ぐらいであったかと思えます。ですから、既にそういった面で早期に昇任をさせていっているというのが1点ございます。

さらに、課長試験につきましても今年度につきましては、また内容を見直しまして、若年でできるだけ課長級に上げていくということで、早くから管理職として経験を積んでいくことを目指しまして、制度については逐次改正を行ってきておりますので、確かに若いということでの問題もございましょうけれども、むしろ若いということでのエネルギーと申しますか、前向きな精神と申しますか、そういったものがカバーしてくれるのではないかなど。人事担当としては考えております。

○三好委員長 寺本参事。

○寺本総務防災課参事 洪水ハザードマップのご質問でございますけれども、洪水ハザードマップにつきましては、河川の氾濫によります浸水区域、また避難所の位置、避難路等を記載しておるわけでございますけれども、特に何を記載しなければならないということは決められておらないわけですが、地図の裏面を使用しまして、非常時の持ち出し品など、関係機関、防災関係機関などの連絡先とか、これから検討してまいりたいと思えますけれども、住民の方にわかりやすい洪水ハザードマップにしていきたいと考えております。

それから、自主防災組織がない校区についてどのような対策をとるのかというご質問でございますけれども、今現在、自

主防災会につきましては、7小学校区で組織化していただいております。未組織の校区につきましては、5校区あるわけでございますけれども、その5校区の未組織の小学校区でも、自治連合会で防災訓練を既に取り組んでいただいているところもございます。

また、1月17日の阪神・淡路大震災を教訓に毎年取り組んでおります防災とボランティア週間の間に、市の方から未組織の校区に毎年順番に出向きまして、消防本部や警察などの協力のもとで、各小学校に設置しております、コミュニティ倉庫の防災資機材を使用いたしまして、訓練に取り組んでいただいておりますけれども、地域住民によります協力、助け合いの訓練の場を1月の震災訓練に絡めて提供しているところでございます。

○三好委員長 中岡参事。

○中岡市長公室参事 互助会なり手当関係の数件のご質問に対して答弁させていただきます。

まず、はじめに調整手当でございますけれども、摂津市の場合は、無指定でございます。国がしておりますのは、国の官舎等がある地域について指定しているということで、摂津市の場合はそういう形で10%をつけているのではなくて、近隣、大阪市なり摂津市に隣接している市が10%の該当地域ということになっておりますので、それに基づいて10%をつけているということでございます。ですから、国がしている指定の地域でつけているというのではございません。

それから、住居手当と通勤手当の国との相違点ということでございますけれども、住居手当につきましては、国の場合は新築で5年以内のものについては、金額は忘れたんですけども、幾らというのがつ

いておるんですけども、摂津市の場合はそういう制度はございません。組合の交渉の中でもそれはつけてほしいという話も聞いておりますけれども、今のところその点については、財源も要ということで、国と同じようにはなっていないところでございます。

それから、通勤手当につきましては、2キロ未満で交通用具を利用していただいている方がございます。その方については、通常、定期代にして、バスの1区間にしてもかなりかかるんですけども、一応2キロ未満の交通用具利用者ということで1,000円だけ支給をいたしております。その分については国と違っているところでございます。

それから、特勤手当につきましてはですけども、昨日の新聞に載っておりますが、水道の企業手当については、今見直しをしているところでございます。それ以外にだぶっているという分ではないとは思っているんですけども、例えば本会議でも答弁させていただきましたけれども、役付手当というのは、特勤手当の不快なり、不健康、あるいは困難という概念からしますと、役付が入るのはどうかという議論もございます。

ただ、人事課でも考えておるんですけども、例えばこれを外した場合に係長、あるいは課長代理級を管理職の中に含めて、管理職手当を出す。他市では係長から管理職手当ということでやっているところもございます。

そうした場合に、やはり府下の平均でいきますと、最低でも係長が4万という形になりますので、そうなりますと、それに基づいて部長が、ただいまの5万ですけども、6万なり、7万に上がるということもございますので、その辺も含めて、見直しについては慎重に考えたい

と思っております。

おっしゃいましたように、いろんな手当とだぶって出しているという分についてはございません。今、見直ししておりますのは時代の流れによって不適當ではないかという部分も一部分ありますし、あるいは月額で出ている部分がありますので、その分については日額に直すような形で組合と協議をしているところでございます。

それから、互助会の分でございますけれども、大阪市の互助会と同様に大阪府市町村職員互助会でも、同様の支給がございます。ただ、言われていますように、年金が支給されるとか、そういうふうな分については大阪府の市町村の互助会ではございません。

今、現在、こういう問題が起こる前に市町村互助会の理事会なり、評議員会というのがあるんですけれども、その中で退職給付金の引き下げでありますとか、あるいは会費、今現在、1対1.64で、17年度からは1対1.5になるんですけれども、その部分についても18年度を目指して、1対1に引き下げるような形で事業内容も見直す中で、検討しているということで、評議員会でも報告を聞いておりますので、そういう形で内部努力という形でやっているということで、ご報告をさせていただきたいと思っております。

○三好委員長 北居課長。

○北居警備第1課長 それでは、消防署所管のご質問が2点ございました。お答えします。

1番目でございますけれども、需用費、消耗品費の16年度比増額でございます。これは2つの要因がございまして、第1の要因としまして、防災衣等の更新に係る費用、これが965万円でございます。

これは全国的に消防職員の死傷事故が増加する中、災害活動中の隊員の安全を確保するために、ISO規格の基準に適合した防災衣を更新するものでございます。

17、18年度の2か年計画で実施いたします。

いま一つは、司令室の通信機器交換物品の更新でございます。これは、年度計画表に基づき実施しておりますが、17年度は876万8,000円で、16年度に比べ313万1,000円の増となります。

17年度は、指令台導入から5年目に当たりまして、交換周期5年目の物品が多いということがその要因となっております。

以上が、消耗品費の増減理由でございます。

もう一点、17年度のポンプ自動車更新のぎ装工事、これに係ります今後の消防車の更新予定はというご質問でございます。

現在、車両更新計画は平成26年度まで策定しております。17年度を除きますと、18年度から24年度までの7年間でNOx・PM対象車両が6台ございます。平成18年度に救助工作車、平成20年度にはしご車、平成21年度、水槽つきポンプ自動車、平成23年度、同じく水槽つきポンプ自動車、平成24年度には、消防ポンプ自動車と化学消防ポンプ車です。まだ、NOx・PM対象外の車両としては8台が28年度までの間に残っております。

○三好委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 先ほど委員からご質問がございました、校区でまだ自主防災のないところにおいて、今、大きな災害、または災害があったらどうするのかという問題について、お答えいたします。

この問題につきましては、先般も同様の話を委員からいただいております、早速、消防団の方とも協議いたしました。一義的には、まず通常の火災が起きますれば、当然、消防職員の方が出て行きますし、管轄の消防団の方も出ていただきます。

ただ、森西委員がおっしゃっておられますのは、もしない場合、設置されていないところはどのようにするのだと、今あればどのようにするのだということですが、今あれば今と同じような指揮体制になると思います。ただし、大きくなれば当然、我々消防職員のみだけでは、当然対処できません。それにつきましては、消防団の皆さんが地域の防災リーダーとして活躍していただけるということを我々は期待しております。

それにつきましては、先般、副団長以上、会議におきまして、校区が12校区ございまして、それにつきましては、一定、どこの分団がどこの校区を担当するかということについて、協議いたしました。

これにつきましては、一定、結果を得られましたので、今回4月上旬に行われます辞令交付式、分団長以上の会議の中で発表したいと思っております。そして、この指導者となるべく消防団員の皆様には、現在、6月の中旬にやっております消防団の訓練を見直しまして、救助訓練、救急訓練、消火訓練というふうにメニューを変えて、地域防災リーダーとして地域の皆さんを指導していくという立場で育成されるよう、こちらの方も努力したいと思っております。

○三好委員長 寺西参事。

○寺西市長公室参事 男女共同参画の意識調査についてご答弁申し上げます。

一応委託料といたしまして、83万8,000円。それに通信運搬費ということ

で28万5,000円。それと印刷製本費ということで2万1,000円、それと消耗品ということで、3万3,000円計上しております、117万7,000円、市民意識調査の全体に係る経費でございます。

なお、実施時期につきましては、10月ぐらいを予定しております。それで、一応郵送、さらに回収ということで、約1か月ぐらいを見込んでおります。

○三好委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 予算書81ページの情報セキュリティ監査委託料についてお答え申し上げます。

森西委員ご指摘のとおりでございます、平成17年4月1日からの国の個人情報保護法の施行に合わせまして実施するものでございます。

内容につきましては、住基、税、国保などのシステムについて、市民の安全・安心という観点から情報のセキュリティ機能がどの程度摂津市として果たされているのかにつきまして、第三者機関であります監査法人に依頼、調査し、今後の外部からの不正アクセスの阻止でありますとか、情報漏えいの防御方策について検討を行うものでございます。

現在、摂津市のセキュリティの水準につきましては、個人情報につきましては、専用回線を設けますとか、DVの対応につきましてはオンライン画面を改造するなど、さまざまなセキュリティの強化対策を行っておりますが、自己評価だけではこの現在の技術の進歩やあるいは人的なミス、または技術的な進歩に対して対応することができませんので、第三者機関であります監査法人に依頼し、行うものであります。

内容につきましては、税や国保業務などのまず職員の情報処理に対するチェッ

クでありますとか、もう1つは、情報セキュリティの技術的な面での実証実験を行う予定になっております。

○三好委員長 森西委員。

○森西委員 それでは、まず基金の借入金なんですけれども、1点抜けていたような気がします。今後、基金からの借入れという形をとっていくのかという部分を、もう一度お聞きします。

それと次、秘書の業務委託の件なんですけれども、やはり市長が今までずっとほかの課に対して経費を削減というふうにされてきたところですので、今、皆様方の正面に座らせてもらって、今、課長ご答弁いただきましたけれども、そのときでもどういうふうな答えが返ってくるねやろうというような形で見られていた職員というのは、多く私は見受けました。

2名体制で、朝夕の忙しいときの対応をされるということで、今後、お客さんが来られないときには、経費を極力避けるというような形をとられるということです。やはりその辺は皆さんに経費削減というようなことを言うてきたところですので、その辺はしっかりと必要でないところは削減していただくように、これは要望とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

続いて、淀川右岸の3市1町地下鉄延伸連絡協議会で、今お聞きして、今後、路線整備について位置づけられないであろう路線というようなことになっているところなんですけれども、要望という形で市としてはぜひとも延伸に向けて取り組んでいただきたいという部分も1つあります。

そしてほかに、例えば地下鉄でなく、違う形で実際に代表質問でもコミュニティバスのこととか、やはり烏飼地域の東部に住まわれている方の足の確保といいま

すか、本当に困っておりますので、例えばモノレールを大阪高槻線沿いにつくるということも可能なのかというようなことも検討していただいて、もしくは違う方策がとれないものかということを検討して、その足の確保という形を考えていただきたいと思います。これは要望とします。

続いてですが、ハザードマップですけれども、これも先ほど野口委員からも質問をされて、極力全員にハザードマップが渡るようにということでしたけれども、私もやはりその辺は同意見であります。経費という部分があるでしょうけれども、知る、知らないにおいて、その人の命というのは、変ってきたりということも出てくると思います。自分の住んでいるところは水につかるのか、危険なのか、どこが安全な場所なのかということをやっぱり市民みんなにお示しするべきだと私は考えますので、これも要望としますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて、自主防災組織がない小学校区に対して、先ほど消防団にお願いをすると、6月には救急訓練とか、救助訓練をして、消防団に担っていただくというようなことで、これは1つそちらの形ということで、実際にはないところといひますか、やはりこの防災というのは、市民の意識の向上だと思ふんです。幾ら行政で一生懸命していても、市民の方が意識を、そういうふうな防災意識というようなことを持たなかったら、結局何もならないと思ふんですよ。いかに防災意識を高めていくかということですので、それも自主防災組織というのが、またそれは意識向上のための1つだと思ひますので、ないところはぜひとも早急に、これは自主防災ですから、自分のところから立ち上がってきてというのが基本なんでしょ

うけれども、逆に行政側としては、自主  
というか、立ち上がってくるような投げ  
かけをぜひとも行政として考えていただ  
きたいと思いますので、よろしく願い  
いたします。

続いて、人材育成等ですけれども、係  
長の昇任を32歳からというふうに引き  
下げたりというふうな形をとられている  
ということですが、私も議員の中  
では若い方ですので、逆に若い者でもで  
きるんだと、ベテランという人でも変わ  
らないんだというような意識を持ってい  
まして、恐らくその職員のそういう方  
の中にもそういうふうな意識を持ってお  
られる方というのは多くおられると思  
いますので、そういうふうな考えを持た  
れた方を、ぜひともそういうふうな立  
場といたしますか、そういうふうな立  
場にうまく持っていけるような、そう  
いうふうな組織づくりを今後とも考  
えていただきますよう、よろしくお願  
いいたします。

それと、人件費に関することですが、  
これは参考としてお聞きしたいと思  
います。ただ、大阪市でこういうふう  
な問題が出ていて、大阪市が廃止を  
するというようなこととか、ほかの市  
町村が例えば物事が発覚して、それ  
を廃止するというふうなことになっ  
たときが、例えば摂津市にそういう  
ふうなのが残っているというふうな  
ことでしたら、やっぱり市民はやは  
り納得しない部分があるでしょうから、  
徒歩での通勤手当を廃止されて、  
摂津市というのはほかでも先駆けて  
そういうふうなことがあった場合  
には速やかに対応するという自治体、  
市だと思っておりますので、仮に  
そういうふうなことがあれば、速  
やかに対応していただきますように、  
これも要望したいと思います。

それと、消防のポンプ車のぎ装工事で

すけれども、今、お聞きしたところによ  
りますと、まだ長い間おかれて消防車  
両、もしくは救急車両等、更新をして  
いかなければならない、これは多額  
の費用がかかるわけですね。平成15  
年のときに、野口委員も先ほどから  
18項目というふうなことをおっしゃ  
っておられますけれども、そのとき  
で、平成15年度でいただいた資料  
の中では消防車両、救急車両の更新  
計画というのが事業費で4億700  
万ですか、そのうち市が3億1,73  
8万ですか、うち起債が2億8,00  
0万ですが、それ以外でも同時に行  
わなければならないというような事  
業が本当にたくさんあります。

代表質問でも意見として申し上げさせ  
てもらったんですけれども、今まで平  
成23年には財政が好転するという  
ふうなことをおっしゃっておられま  
すけれども、実際にそうであるのか  
という不安も抱いております。本来  
なら、今すぐにでもそういうふうな  
18項目といたしますか、そういう  
ふうなことを速やかに行うべき事  
業だと思いますけれども、財政的に  
厳しいと。経費の平準化を図って  
いくというふうなことで、この中  
でも23年以降に金額を上げている  
のが千里丘の西地区再開発の事業  
でも、20億円かかると。

それとまた、吹田操車場の跡地の利  
用計画の北側の側道の道路事業、こ  
れで19億円、21年度からかか  
るというふうなことで、焼却炉が平  
成24年から130億円、これは市  
が81億円かかるというふうな  
ことです。その今の状況を見て、  
準用再建団体に陥らないように、日  
常の経費を使わないように一生懸命  
努力をされていて、優先的にしな  
ければならない事業というのを結  
局先延ばしにしているわけ  
です、今のところ。それを答弁で  
今、先ほどからも吹操の跡地とか、  
南千里丘

は23年以降に支出として出てくるといふふうなことをおっしゃっておられますけれども、今、それを考えたときに、平成23年度以降も実際に好転になるのかなという不安は本当に大いに抱きます。

この中でも、載っていないのが正雀のまちづくり、それと吹操の跡地のまちづくり、そういうふうなことの金額として載っていないわけで、そういうふうなことを含めると、これますますと厳しいことが考えられまして、そういうふうなことをどういうふうにしておられるのか。総務部長か助役にお答えいただきたいのですけれども。

○三好委員長 基金の今後どうするのかで、堤参事。

○堤財政課参事 先ほど一部答弁が抜けておりましたので、おわび申し上げます。

今後、ほかにも基金から借入金という形をとっていくのかというお問い合わせですが、このような形で借り入れができます基金につきましては、総合福祉会館再整備基金と公共施設整備基金の2基金のみでございますので、ほかの基金からは借り入れをすることはできません。

しかしながら、今後、準用再建団体回避に向けまして、少しでもほかに財源がないか、あるいは借り入れができないか。不足財源の補てんができないかについても、模索しながら財政運営に努めて、進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いたします。

○三好委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 それでは、財政問題、将来の問題なんですけど、お答えします。野口委員のときにもご答弁申し上げましたように、17年度末の主要な4基金の残高は12億4,637万円というふうに予定しております。ただし、17年度もそれぞれ決算を見込んだときに不用額

は当然出てきます。今回、補正でお願いしております減額補正で3億306万6,000円、歳出の方で通常、定期退職以外に退職が出ておまして、4億6,206万7,000円の増額補正しています。

もし、この退職手当がなければ7億6,500万ほど不用額が計上していたということになるかと思えます。これを補正前の予算額345億6,573万2,000円に比べますと、約2.2%の不用額、これは毎年大体2%ないし3%ぐらいの不用額は出てまいります。そうしますと、先ほどの17年の12億の残高が、17年の不用額、もし6億ないし9億ぐらいの不用額が出てくれば、20億円というような基金の残高になります。

これでいきますと、18年は予算組みができるのかなというふうに思っております。ただし、18年度以降の要は収支の分で、昨年8月にお示しをさせていただきました。18年では17億円の赤字、それから19年度は21億円の赤字というふうになります。これ合計しますと40億円を超えてしまいます。

先ほど言いましたように、標準財政規模の20%が大体34億円ぐらいですので、18年、19年、ストレートに出ますと34億円を超えてしまうと、先ほど堤参事が言いましたように、そうしたら基金がなくなった場合にどうするのか、他の貸付金がないかどうか。今現在、模索しております。

現実的に基金の枯渇というのは赤字団体まっしぐらというふうになっていくんですが、やはり先ほどのいろんな貸付金で、その場のぎというふうにお叱りを受けるかもわかりませんが、34億円以上の赤字を出さない、これが今現在、我々の財政に与えられている至上命題なのか

なというふうに思っています。

実際には、実際にいろんな施策をもって解決するという事は、なかなか難しいと思っております。日々のいろんな経費削減、これの積み重ねの中で、一定、四、五年ぐらいの耐乏期間、苦しい期間を耐えていかなければならないというふうに思っております。

○三好委員長 暫時休憩します。

(午後2時36分 休憩)

(午後2時37分 再開)

○三好委員長 再開します。中岡参事。

○中岡市長公室参事 先ほど森西委員の方からご質問があった人件費の件なんですけれども、参考にということでおっしゃっていただきましたので、再度、補足という形で説明をさせていただきます。

まず、調整手当でございますけれども、先ほど不十分やったかもわからないんですけれども、国の施設がそれぞれ大阪なり、別に北海道でもどこでもいいんですけれども、施設がある場合には、東京都の調整手当を基準にして、大阪でしたら何%、あるいは北海道でしたら何%という形でつくのが調整手当でございます。

それで、その分につきましては今言いましたように、国の官舎があるところはそういうふうに調整手当が指定されているんですけれども、官舎のないところについてはそういう指定はないわけでございます。

それでは、そのときにどうしてそれを決めるかということになるんですけれども、一応地方公務員の給料につきましては、その地域の民間なり、あるいは国の団体なり、そういうふうなことを参考にして、そういうふうな参考にした分を逸脱しないような形で、設定しなさいということになっておりますので、そういう意味で近隣各市を見たところ、調整手当

が10%の地域であるということで、摂津市も10%という形で調整手当をつけております。

それと、特勤手当でございますけれども、企業職手当につきましては、今現在廃止に向けて協議中でございますけれども、摂津市では一応平成2年に特勤手当の大規模な見直しをしております。その中でほとんど整理はできているということでもありますけれども、先ほど言いましたように時代の流れによって、やっぱり要らなくなったもの、あるいは先ほど言いましたように財政の関係で、本来は特勤手当には似合わないものであるけれども、財政の関係で今すぐにそれを特勤手当から外することはできないようなもの、あるいは今、なお月額で払っている分については特勤手当といいますのは、その作業をしたときにつけるのが通常でありますから、日額に変更するとか、そういうふうな部分がまだ少し残っておりますので、その部分については今、組合と協議しておる最中でございます。

ですから、今、新聞で出ているような中身についてはほとんど見直しはできているものと思っておりますので、そういうことでご理解いただきたいと存じます。

○三好委員長 森西委員。

○森西委員 人件費に関しては参考としてお聞きしましたので。

先ほどから奥村部長からご答弁いただいでいて、なかなか先のことまでというようなところなんでしょうけれども、代表質問でも意見を述べさせていただきましたけれども、南千里丘のまちづくりについても財政を慎重に、そういうふうな事業が可能なのかというところを見極めて、ぜひとも準用再建団体に陥らないような形で考えていただいて、準用再建団体に陥りますと市民の生活が今と比べて明ら

かに悪くなるというのは、やはり目に見えておりますので、そういうふうなことがないように、考えていただきたいと思ひます。

ただ、慎重に慎重を期して、今までずるずると結局いろいろ後回しにしてきた問題が多くありますので、その辺は速やかな判断をしていただひいて、今までみたいにするずるとならないように、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○三好委員長 要望でよろしいですか。

森西委員。

○森西委員 はい。

○三好委員長 暫時休憩します。

(午後2時42分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○三好委員長 再開します。

本保委員。

○本保委員 それでは、歳出に關しまして予算概要の方に基づいて数点質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、予算概要15ページでございますが、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、非常勤職員等雇用事業5,079万2,000円についてお尋ねいたします。

臨時非常勤職員の雇用管理と市民雇用など、職員の雇用形態の多様化を図るとともに、事務効率を上げることで職員の削減につながっているのかどうか、この点についてどのように行われ、検証されているのか、具体的にお聞かせください。

あわせて窓口業務に携わる委嘱職員についての勤務態度や対応の評価とそれを踏まえて1年が経過する段階において、今後の方針はどのように考えておられるのか、お聞かせください。

20ページでございますが、款2、総務費、項1、総務管理費、目4、財産管

理費でございます。庁舎管理事業1億9,523万9,000円に關連してお尋ねいたしますが、本市における市庁舎の消防訓練の実施状況と今後の計画についてお尋ねいたします。

続きまして、21ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目4、財産管理費でございますが、この市立集会所管理事業877万6,000円に關連してお尋ねいたします。

第1期アクションプランにおいて集会所の統廃合が17年度より順次実施となっておりますけれども、これにつきましては具体的にはどのように計画をされておられるのか、お聞かせください。

続きまして、22ページ。款2、総務費、項1、総務管理費、目6、企画費、業務改善推進事業17万9,000円についてお尋ねいたします。ATOMS運動の今年度の具体的な動きはどのように計画をしておられるのかお聞かせください。また、今年度のせつつ塾の取り組みについても17年度までの取り組みの総括とあわせてお尋ねいたしますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、同じく22ページの目6、企画費でございますが、これの行財政改革推進事業16万円、行財政改革の円滑な推進を図るとありますが、これに關連してお尋ねいたします。

今年度、国のまちづくり交付金が大幅に増額をされ17年度改革額は16年度創設時予算額1,330億円から600億円の増額が計上され、1,930億円となりました。政策推進課としては、これに対する取り組みについてどのようにお考えであるのか、お尋ねいたします。

同じく、22ページの目6、企画費、先ほどの行財政改革事業に關連してお尋ねいたします。昨年(第4回定例会)の委

員会でもお尋ねいたしました。ワンストップサービスについて、その後、検討が進んでいるのか、その現状についてお尋ねいたします。

また、来庁者への市民サービスとして、以前から一定の業務研修を行った上で、市民公募での総合案内という形もあり得るかなと考えるとの助役のご発言については、その後どのように検討していただいているのかについても、あわせてお聞かせをいただきたいと思います。

あと27ページでございます。款2、総務費、項1、総務管理費、目13、男女共同参画センター費ということでございますが、この目13に関しましては、一言質問の前に申し上げておきたいことがございます。ただいま、この議案審議中の名称でございますのが、この目13の男女共同参画センターという名称でございますが、まだこれから審議をされます審議前の名称でありますので、せめてこの便宜上、この名前をもう既に使われたとしましたら、仮に前に(仮称)とか、(仮)とか、そういう形で表示をいただきたいと思います。まだこれから審議をいたしまして、決めていこうと、議論を尽くしていこうというところにありますのに、当然のように男女共同参画センター費として計上されていることはまことに遺憾と思っておりますので、その点について今後こういうことがないように、ご配慮いただきたいと思います、このように申し上げます。

款2、総務費、項1、総務管理費、目13、これに関しましては情報収集・提供事業46万9,000円についてでございます。これに関しましては、以前も質問をいたしておりますけれども、情報提供についてはどのように今年度お考えであるのか、お聞かせください。

また、せつ女性プラン推進事業202万4,000円、これにつきまして女性政策推進市民懇話会などにおけるプランの推進についてということで予算計上がされておりますけれども、男女共同参画社会に向けた推進会議並びに市民懇話会の開催回数の充実や内容の充実については、昨年度に比べて本年度はどのように取り組んでおられるのか、具体的にその回数等についてお示しをください。進捗状況をお聞かせいたします。

あと29ページでございますけれども、款2、総務費、項1、総務管理費、目15、諸費、人権条例運用事業、人間尊重のまちづくり審議会委員報酬32万2,000円についてでお尋ねいたします。

審議会委員の各種団体からの人選について、また委員の人選が偏らないようにするための対策と取り組みについては、どのように検討がなされているのか、お尋ねをいたします。

続きまして、29ページ。款2、項1、同じく目15、諸費でございますけれども、この人権啓発指導員雇用事業414万円につきましてお尋ねいたします。人権問題啓発推進についての相談、講師業務とありますが、指導員を1名増員することでこれまでの取り組みよりどれだけの効果アップを目指しておられるのか、お聞かせください。

また、これに関連して人権啓発指導員及び人権同和対策課職員のスキルアップのため、スーパーバイザーの指導を受けるとありますが、その必要性と目指す方向性及び具体的な動きについてもあわせてお聞かせください。

あと、33ページでございますが、款2、項2、徴税費、目2、賦課徴収費のうち、固定資産税の課税事務事業の中で、地籍図及び路線図修正業務委託料368

万6, 000円に関連してお尋ねいたします。

この地籍図の設置状況と現在の閲覧の状況についてお聞きせたいと思います。

37ページでございますが、款2、総務費、項4、選挙費、目3、市議会議員一般選挙費5, 956万円についてお尋ねいたします。

本年行われます摂津市議会議員選挙に関しまして、選挙費用の削減と若者の投票率を上げるため、どのような方向性で考えておられるのか、現況と今後の取り組みについてお尋ねいたします。

また投票日当日の選挙事務従事者の単価が高いため、選挙費用を押し上げている実態を改善するための取り組みと、新成人等のアルバイトを採用し、若者の投票意識を醸成する機会としてはどうかと考えますが、この点についてもお考えをお聞かせください。

先ほど森西委員の方が、この99ページ、102ページの消防職員、消防団員の防災衣の方のご質問はされましたので、重複いたしますので省かせていただきます。質問は、今のところ以上でございますので、よろしく願いいたします。

○三好委員長 答弁求めます。中岡参事。

○中岡市長公室参事 非常勤職員等の雇用事業でございますけれども、昨年につきましては、非常勤職員につきましては、市民課に3名、政策推進課の統計の関係で1名、それから、あと選挙管理委員会の方に1名配置いたしております。

その評価ということなんですけれども、1年間の間で、市民課では窓口の受け付けしていただいているんですけれども、非常勤職員に関しての苦情は一度もございませんでした。評価についてはかなりいい評価をもらっているということで

理解いただきたいと存じます。

それから、今後ですけれども、内容を見ていただいたらわかるんですけれども、約946万7, 000円賃金では上がっているんですけれども、この部分につきましては、非常勤につきましては、事務職が4名、それから現業の方で2名の非常勤の採用を予定しております。

この分につきましては、現業職員の補充については20年度までしないということですので、臨時職員、あるいは非常勤で賄うということで採用を予定いたしております。

今後の16年度の評価を見てみますと、非常勤でできる職場については、非常勤を採用して、市民サービスを低下しないような形で経費の削減も図ってまいりたいと思っております。

○三好委員長 藤原課長。

○藤原人権同和対策課長 人間尊重のまちづくり審議会の件でございますが、委員をどのように選定しているかということについてであります。NPO、女性、高齢者、障害者、あるいは学校、そのほか当事者、当事者というのは要するに被爆を受けた方の団体とか、そういう意味でございますが、15名の定員の中で、学識経験者も入れましてバランスをとって選定をさせていただいております。

従来、人権啓発指導嘱託員2名のところを3名にいたしました。その理由につきましては、今回、人権協の方で人権相談を受けていただく。その相談委員として1名を府の補助金を充てまして、雇用をする予定であります。

スキルアップですが、それについては、相談を受ける場合に専門の臨床心理士に直接指導を受けてよりよい相談ができるようにということを考えております。

そういう意味で、欠かせないことだと

思いますので、そういう講座を設けます。

○三好委員長 山田参事。

○山田政策推進課参事 業務改善推進事業についてお答えいたします。

いわゆるATOMS運動、業務改善運動についてですが、これは市民サービスの向上、あるいは業務の正確性の向上、効率化を目指して職員が各職場において創意工夫によって日常業務の改善を推進するという目的で、平成15年度から3年間という取り組みとして行っておるものです。新たな改善ということにおきましては、平成15年度が20課から64件の提案がありまして、そのうち実施できたものが約4割強の28件ということだったのですが、16年度、今年度は、24課から71件の提案があり、そのうち4分の3に当たる53件が既に実施ができていくということ、一定の成果があったものというふうに評価しておるところです。

初年度は、改善のための職場の風土づくりということを主眼に置いておりました、今年度はその改善の実践、そして来年度につきましては、改善の定着というところを主眼に取り組みたいというふうに考えておるところです。

具体的には、初年度についてはコンサルタントが入って、この運動の仕組みづくりからしたわけなんですけれども、16年度は研修ということで、このコンサルタントの派遣によって、各職場での課題の見つけ方がありますとか、あるいは職場の議論を通じた解決策の見つけ方、立て方といったことをグループごとの実習による研修を通じて行ってきたところでありまして、来年度17年度につきましても同様の研修を通じた改善の取り組みを進めていきたいと考えております。

それから、もう1点、せつつ塾の取り

組みというご質問ですが、これにつきましては、予算については以前、先ほどの答弁しましたように、予算を組みまして講師の謝金という形だったんですけども、17年度については予算は計上せずに内部のお互い塾生同士が講師になって勉強するというような形で、これは既に16年度の途中から取り組んでおるんですけども、例えば担当の固定資産の話であるとか、人事の話であるとか、塾生がそれぞれ担当の分野の仕事をそれぞれに今、講師になって指導していくといったような取り組みをしております。

それから、ちょうど昨年秋には市長交代ということで新市長と語る会ということでせつつ塾主催の、そういう会を開いたりというような形で、自己研鑽と交流ということで取り組みを進めておりますので、17年度についてもこういった取り組みを引き続き強めていきたいと、こういうふうに思っております。

○三好委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 まちづくり交付金とワンストップサービスについてご答弁申し上げます。

まちづくり交付金、まちづくりの特徴のある事業展開ということで、従前の補助金から交付金の形に変わって展開されているものでございますが、現在、本市では新規事業の抑制をしております、この部分に係る事業の取り組みというのは現在行っておりません。

しかしながら、こういう補助金が交付金の形に変わってきているということで、これらのことを利用しながら新しいまちづくりというものを考えていく必要は政策としても必要と考えているところであります。

今後、こういう補助金、三位一体の改革の中で交付金というような形に変わって

くるというものがたくさんあると思いますので、それらの活用、あるいは事業推進についての検討は政策推進課で、今後行ってまいりたいというふうに思っております。

それから、ワンストップサービスの検討でございますが、この部分につきましては、昨年11月17日の本委員会で助役の方から委員がご指摘のあったような市民公募というような形で、庁内の案内でありますか、そういう形での整理というものを考えていくというような話を少し出たかと思うんですが、現実にもしるどこの所管で市民がお困りかということについては、職員の側の方がよくわかっているというようなことになると思いますので、市民公募というよりは再任用であるフロアマネージャーとか、といったような形で考えていく、ただ現在、職員数適正化計画ということで、700名という体制を考えておりますので、再任用の職員などについても定数カウントされますので、なかなかそういう形での対処の仕方は難しいかと思えます。

しかしながら、役所の多様な業務ということで、戸籍を扱う職員に例えば税の話をするというのはかなり難しい、1か所にその職員を集めるというのは難しいというところがありますので、職員研修とか、役所のレイアウトを考えるような形の中で、市民が迷わないような形、あるいは接遇の中で市民が迷わないで行けるような、そういうような形を検討していきたいという形で、ワンストップという形での直接の対応ではございませんが、そのようなことを考えていきたいと思っております。

○三好委員長 寺西参事。

○寺西市長公室参事 男女共同参画センター費につきまして、ご答弁申し上げます。

す。

これにつきましては、今回、女性センター条例の一部改正を提案させていただいております。その分につきまして、費目が男女共同参画センター費というふうな形で、一応上げさせていただいておりますのは、政策推進課と財政課等々、相談した上で、今回こういうような形で上げさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それと、情報提供の関係でございます。情報収集あるいは提供をどのようにしているのかについてのご質問でございますが、市民の皆様方に情報を提供するためには当然いろんなものを収集していなければならないわけございまして、情報ルームの中に、図書あるいはビデオ等、たくさん置いております。

また、ホームページにつきましても月に一度更新しております、新しい情報をお伝えしたいというふうなことで、インターネット等で見ていただけます。それでわかるようなシステムにさせていただいておらるところでございます。

それと、年に3回女性センターが発行しております情報紙を市民の皆様方に配付させていただいております。全市民の皆様方には配付できませんが、各公共施設等、印刷物を置いた上で見ていただいているというのが現状でございます。

それと、女性政策推進市民懇話会の取り組み状況でございますが、これにつきましては、平成7年以降、3回にわたって提言をいただいております。

これまでに、女性の活動拠点についての提言、さらに男女の自立を支える福祉環境の整備についての提言、それとこれからの女性政策推進のための提言をいた

だいており、現せつつ女性プラン策定後、プランの進捗状況に関してご意見をいただいております。

具体的な開催回数といたしましては、平成13年度は4回、14年度は1回、15年度につきましては2回の開催となっております。それと、今年度につきましては、3回開催いたしております。

今まで懇話会につきましては、提言をいただいたときには開催回数も多く実施しております。14年の3月に現せつつ女性プランができた以降につきましては、14年度であれば14年度が終わってから15年度の当初にそれぞれの進捗状況を報告するというふうなことで、ご意見をいただきまして、議論をいただくというような程度となっております。

今後につきましては、なお一層、充実に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○三好委員長 宮部課長。

○宮部固定資産税課長 地籍図の設置と利用の状況についてというお問い合わせですが、地籍図は固定資産税における土地評価のための評価資料でございますが、同時に納税者の方々への固定資産の評価、課税の説明資料となることから、本市では固定資産税課の前の閲覧台において閲覧に供しております。

ただし、地籍参考図を評価資料として評価、課税の説明をすれば十分足りるものでございますので、コピーによるサービスは行っておりません。まれにコピー請求をされる方がいらっしゃいますが、その場合には閲覧に供している趣旨を説明し、トレースにて転写いただいております。

利用の状況といたしましては、課税説明以外に納税者ご自身が不動産を確認されますとか、あるいは従来、法務局備え

つけの公図が分・合筆等、加筆修正されず不整備であったことから、不動産の参考資料としてお使いになっているという現状でございます。

○三好委員長 大砂参事。

○大砂選挙管理委員会事務局参事 それじゃ選挙にかかわります3点だったと思うんですけども、お答えさせていただきます。

まず、若年者層の投票率ということでございます。選挙時いろいろな啓発をすることによって、選挙人に選挙名でありますとか、選挙期日とかいったものについては十分周知できていると思っておりますけれども、実際に投票に行っていただけないと、特に若年者層の投票率が低いということで、選挙管理委員会といたしましても大変に苦慮しているところでございます。

1つ平成15年度からなんですけれども、選挙人名簿に新たに登録した時点で、新成人個人個人に名簿に登録された旨をお知らせするとともに、投票を促す内容のお知らせはがきを送付いたしております。

今後とも若年者層をいかに引きつけるかということにつきましては、選挙管理委員会の中で検討を重ねていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、2点目で経費削減でございますけれども、経費削減につきましては従前から選挙ごとにできることが何かないかということで検討を重ねております。

例えば、平成15年4月13日執行の府議会議員選挙から携帯電話を使用したiモードによる投票速報を導入することによって、本部職員の減を図っております。

また、平成16年2月1日執行の大阪

府知事選挙から不在者投票、また期日前投票のシステムを導入することによりまして、時間外勤務を削減いたしております。今後とも何か経費削減できるものがあれば早急に取り組んでいきたいと考えております。

それともう1点、従事職員をアルバイトに変えてはどうかというご意見だったと思うんですけども、現在、摂津市における各投票所の職員配置につきましては、1つの選挙の場合に、市民を選任いたします管理者1名のほか、責任者を含む職員4名とアルバイト1名、それから複数の選挙の場合には、さらにアルバイトを1名増として配置しています。

この1投票所における投票事務従事者数につきましては、府下各市の人数と比較いたしましても、非常に少ない人員配置で対応しているところでございます。

ただ、今後とも公正かつ適正な選挙執行を念頭に置きながら、さらなる従事職員の削減が図られないか検討してまいりたいと思います。

また、開票につきましても従前9時20分に開始いたしておりましたが、20分繰り上げ午後9時から開始することで、終了時間を早めることにより、経費の削減等も図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○三好委員長 寺本参事。

○寺本総務防災課参事 庁舎管理事業にかかります市庁舎の消防訓練についてのご質問でございますが、市の消防訓練につきましては、毎年職員を対象に、神崎川河川敷で実施されます防火安全協会主催の消防訓練大会に職員を優先的に派遣を行い、市内事業所の方々とともに消火器を使用した消火訓練などを行っているところでございます。

また、昨年8月には市役所庁舎及び庁

舎前におきまして、消防本部の職員の指導のもとに職員の通報、避難誘導訓練を実施したところでございます。

これらにつきましては、消防法に基づきます摂津市消防計画により行っているところでございます。今後におきましても、定期的開催される消防訓練大会で、消火器を使用した消火訓練への参加や、通報、避難誘導訓練なども考えながら取り組んでまいりたいと思っております。

次に、集会所の統廃合についてのご質問でございますが、市立集会所につきましては、地域の文化、福祉の向上を図るとともに、市民のコミュニケーションの場を提供するため、設置しております。

現在、市内51か所の市立集会所を設置しております。集会所は地域住民の活動や集会の場として地域に密着したコミュニティ活動の拠点として利用されているわけでございますけれども、これらの集会所を円滑に運営いただくために、運営費用につきましては、光熱水費に係る基本料相当額を委託料として年間3万5,200円を各集会所にお支払いしているわけでございますけれども、今後におきましては、維持補修を行いながら、稼働状況や地元の動向など、総合的に勘案し統廃合についても検討を加えていかなければならないのではと考えているところでございます。

○三好委員長 本保委員。

○本保委員 今いろいろお答えをいただきまして、ちょっと数点、2回目について要望なり、また質問なりをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、最初の非常勤職員等の雇用事業についてでございますけれども、おおむね悪い評判を聞いたことがないということで、こういった形でのやはり雇用体系

が今後とも多様化していくということで、これをしっかりと視野に入れて、実験的に入れたとか、そういう削減的成果に向けて厳しい状況であるので、入れてみたというというような一過性のもではなくて、しっかりと実務能力の向上と庁内職員の活性化に資するように、今後ともこういった形で雇用形態の多様化に取り組んでいていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、庁舎管理事業の方でございますけれども、消防訓練の実施状況、今お話をいただきましてありがとうございました。これは、神崎川河川敷の方で皆さん順番に行っていたということなので、それだけですかということでお尋ねをさせていただいたわけですが、庁舎前で実施とかいう形で順次消防計画というのが定められておりますので、やっていただいているということですね。またそういったことも日常からすることで、随分と違ってくると思しますので、昔は公の建物は絶対大丈夫とかというふうになんか、そういう神話がありましたけれども、最近はいろいろガラスが割られたり、いろんなこともございますので、こういったことも含めて、庁舎管理、今後とも計画に沿った訓練の実施で、安全の確保に努めていただきたいと思いますように、お願いいたしますので、よろしく願いいたします。

市立集会所の方ですけれども、これにつきましては、コミュニケーションの場ということはもちろん、地域の方でやはり人間というものは、ふえていくのは嬉しいんですけれども、それがなくなっていく、あるいは集会所の統廃合を進めていくということで、今まであったものがなくなったり遠くなったりするということでは、やっぱり地元の地域からさまざまな声が

起こってくると予想をされるんですね。

そういったことに対して、取り組みというのが今回の行革の第3次行革の中のアクションプランの中で、17年度より順次実施していくというふうにおっしゃっていますので、それに対してのお答えが今、これから考えていきます的なふうに、私だけかもわかりませんが、そういうふうを受けとめられたんですね。

ですから、順次実施方向とするというふうに一応書いていただいているんですしたら、それまで本当に、ことし17年度ですから、進んでいかないといけないと。そしたら、地域住民に対して集会所の管理をされておられる地域の方に関してなど、どのような形で説明会を、あるいは説得といいますか、ご理解をいただけるような話し合いをされたのかなという点で、もう少しお答えをいただけたらなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと業務改善推進事業の方ですけれども、先ほどATOMS運動の中身ですとか、やはり読ませていただいても、かなりいいご意見というものが多くて、いいご意見というか、民間でも当然やっている、考えられることをやはり市の職員の人たちが考え得るということが、1点普通では当たり前のことですけれども、こういった環境の中でずっと仕事をされてきた人がそういうことを考えるということが、そのこと自体がある意味では素晴らしいことではないかなと思います。

やはりこういったことでも、しっかりと前向きにどんどん変化し、進化していきけるような形で取り組んでいていただきたいと思うんですけれども。

ただいま、お答えの中にちょっと気になったことがございまして、もう一度その点についてお尋ねをさせていただきた

と思うんですけれども、今年度のATOMS運動の方はいろいろ発表もしていただいております、取り組み等、今後研修を続けていきたいということで、結構かなと思いますけれども、せつつ塾の方の取り組みで、総括の方は十分納得はできてよくわかりましたんですけれども、また、内部塾生同士が講師となり、担当課のいろんな話をしていくのは大変いいことだと思いますけれども、新市長と語る会など、以下の自己研鑽等を含めて、そういった取り組みをされているということでございますので、これについてもちょっと、これをせつつ塾の塾生の方だけで今されておられることを、何らかの形で現場に展開していこうというふうには考えておられるのか、おられないのかどうかということについて、ちょっとお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、行財政改革の方、これはまちづくり交付金の方が今、お答えをいただきましたように、補助金が交付金にどんどん変ってきているというような状況でございますので、しっかりアンテナを張っていただいて、今、お述べいただきましたように、国の交付金を大いに活用していただいて、まちづくりプランに貢献できるように、今後とも頑張っていたきたいと思います。

交付金とか、さまざまな形で今おろしてこられていますので、見過ごすとそのまま過ぎていってしまいますので、やはり限られた、国では大きな何千億円とかという単位になっていても、やはり全市的に地方へバツとおりてきますと、わずかな人たちがその恩恵を浴するというようなことになりますので、やはり取りおくれのないように、しっかりと取り組みを普段から考えていっていただいて、今

もちょっと今後の展開について考えていきたいというようなお答えをいただいたように思いますので、しっかりと頑張っ市のまちづくりプランに大きく政策推進課がとってきたというふうには、またこういう取り組みをして、こんなふうになったんだというふうには市民の皆さんにも喜んでいただけるような発表ができるように、取り組みを今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

同じく、この行財政改革に関連してお尋ねいたしました、ワンストップサービスのことでございますけれども、今お答えをいただきましたが、最終的には職員数の適正化との整合性を図るということが大事だと思います。図る上でもだからこそ市民公募の枠をふやして、あるいはNPO団体などをしっかりと活用するという点についても考えておられるのかどうか。この点について、お聞かせいただきたいと思ひます。

所管の中身とか、そういったことは職員がよく知っておられますけれども、これから人がどんどんもっと少なくなっていく中で、現実問題、それができるのかといったら検討しますということで3年、5年が過ぎるといのが現状ではないかなというふうには危惧いたしますので、こういった点についてもっと積極的にお考えを持って展開していただけるような方向性はないのかなというふうには思ひまして、再度お尋ねをこの点についてさせていただきますと思ひます。

あと、女性政策の方でございますけれども、このただいま（仮）をつけていただいて出していただきたいということで、男女共同参画センター費のことについては申し上げましたけれども、さらにちょっと気を使っただいてお答えをいただいたので、政策推進課と協議をした結果、

このようになりましたということで、だれと協議をしたから載せていいというものであるのかなというふうに私は正直言って、今お答えいただいたことで逆に感じてしまいまして、（仮）をつけたらよかったということで、お話をいただいた方がすっきりしたんじゃないかなと、これ一言つけ加えておきたいと思います。

市民の皆さんは、こういったことに対して、事務的に普通にどうせなるのやからええやんかと思っておられるか知りませんが、これに対して敏感にやはり、「エッ、どうして、決まってもないことをこんなになっているやないの。なっとったやないの。」ということに公開されたあかつきにはなるわけです。こういったことから、やはり行政に対して情報公開に対する不信というものがやはり積み重なっていきますので、些細なことに対してしっかりと気をつけていく。小事が大事やというふうに、一事が万事とか、いろいろ日本にはいい言葉がありますので、やはりそういうふうにしっかりととらえて、こういったこと1つについても、やはりもう少し配慮をしていただいて、取り組んでいただきたいと、このように思うわけでございます。

この情報収集・提供事業でございますけれども、前も前回の12月にも申し上げたんですけれども、その後、女性政策レターをちょうだいいたしまして、資料請求していただきました。やはりそのときに、前も申しましたけれども、情報提供についてどのようにお考えであるのか、お聞かせくださいということで、大体ほぼ同じようなお答えだったと思いますが、この女性政策レターを、この前も言いましたけれども、活用して、市として特色のある呼びかけを職員の皆さんに対してしていただいて、男女共同参画社

会推進の強化ができるような、取り組みを独自で各自の実践の励行に向けて具体的な項目としてあげて取り組んでいただけるようにしていただけないかなという要望をさせていただきました。

それについて、今回いただいたのも、私は変っていないように受けとめました。もしも変えたとおっしゃるならちょっとこんな点が変わっていますと言っていたらいいかなと思うんですけども。

こういうやはり目に見えないことだからこそ、日常的なしっかりとした取り組みが大事であるということを何回も申し上げてまいりました。

現時点で、実践項目はプランニングされているのかどうか。私たちにできる、やはり市民の皆様にしましようというのだったら、自分たちでできることを本当にプランニング、実践項目としてされているのかどうかについて、再度お尋ねさせていただきたいと思います。

あと、女性政策の推進市民懇話会のことにつきましては、回数等、お話もいただきました。ただ、基本的に前回もこれも申しましたけれども、女性政策推進市民懇話会の位置づけというものが、あるようでないのではないかなというふうに思います。しっかりとした取り組みをなさっていかうとしておられる方が懇話会の委員さんに入っておられます。

しかし、資料請求していただきました議事録といいますか、とりまとめにつきましても、読ませていただきましたけれども、内容につきましては、やはりしっかりと市民懇話会に相談をした上で、その提言をしっかりと吸い上げてくるというのではないように、私の方は感じるわけでございます。本当にこんなことでもいいのかなと、やはり政策の提言はいただきましたと、結果的にいただきましたと

言われればそうかなと思うしかありませんけれども、その提言が返ってくるまでのプロセスにおいてどのような話の持っていく方をされておったのかということ、この議事録を読む限りではしっかりと懇話会の位置づけというものをしていたかと思えないんじゃないかと考えるのですね。懇話会のこの議事録読んでいただいたらわかりますけれども、1つのことを決める、あるいは相談するというのは、ありきでもう相談されているということに対して、これだったら要らないんじゃないという声も出ておるわけですね。それでは何もならない。それがたった1つの案件であったとしても、こんなことやったらという声が出るようでは、何のための懇話会かというふうに、懇話会の質自体をやはり問われざるを得ないような状況になってくると思いますので、やはりこういった点についても、今後の取り組みについて、もっと考えていただきたいと、このように思うわけです。前回もただ、提案をして提言を受けるといようなものではなくて、やはりしっかりとした形で、その諮問的機関としての役割を、位置づけと果たしていただけるように、行政の方できちっとしていただけないかということをお願いさせていただいておられますけれども、ひとつも変わっていないように、そのように感じました。

内容的にも、女性政策が、今後、男女共同参画ということに変わったとして、そのせつつ女性プランとそれに対する整合性についてどのように図っていかれるのかなと、このように本当に真剣に考えれば考えるほど、このせつつ女性プラン、せっかくつくってしていることが、これがどういった布石になっていくのかなというふうに考えますと、残念でならない

ですし、やはりこれに携わってきた多くの方がやはり本当に胸のうちの苦しい気持ちを言えないような思いを皆さんされていると思うんですね。

やはりいろんな形で、どのようなものでもやはり相談をするということの本来の姿というものをもう少しきちっと行政側としても考えていただいて、そういったスタンスで、上から物を言う、決めてきて上からおろすというものでは、本当の意味での男女共同参画なんかスタートしないと、このように思うわけでございます。

せつつ女性プランに対しましては、特にやはり今回ほかの、またあとでやりますけれども、24号に名称変更、32号でセンター条例の中身の変更等が、文言の変更等が上がっておりますので、こういったことに対しまして、やはりもっときちっとした形でセンターなり、運営委員会なり、懇話会なり、皆さんそういう関係者のところへ先におろして行って、きちっとご同意をいただく、そのプロセスを踏んでいただいて、名称についても考えていくというのが本来の筋ではないかなと、このように思うわけでございます。

やはり筋を通さないとだめだということは、この市政運営の基本方針の中でも、森山市長ご自身がおっしゃっているわけです。やはり人と人との信頼関係のルールづくりができなかったらだめだとはっきりおっしゃっておられますので、そのことと整合性がとれないような、今回のこの形になっているのではないかと、あとでもう一度これはやらせていただきますけれども、そういった状況の中で、女性レターの活用について、この1点につきましては、今後プランニングしていただけるのかどうか。お答えをいた

だきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あと審議会の方でございますけれども、人権条例のこの審議会においては、市民の方の口々の話ではございますけれども、各種団体から人選していただいているにもかかわらず、大体同じような方がメンバーになっていることが多いというふうに、これは皆さんも周知されているのではないかと思います。よく聞く話でございますので。委員の人選が偏らないように、今後またどういうふうにしていくのかというのは非常に難しい問題かも知れませんが、やっぱり引き受けてくださりやすい人に持っていくだけでは、今後このような厳しい財政状況の中で、いろんなことにやっぱり挑戦をしていかなければ、市民の公募枠をふやして、それとともに、人選が偏ることのないよう、十分に配慮しながらも活発な意見の出るような審議会の運営を、やはり図っていかれるように要望させていただきたいと思っておりますので、今後とも検討をよろしくお願いいたします。

あと人権教育の方でございますけれども、この人間基礎教育とは、車の両輪でなくてはならないとの市長の基本方針に沿ったよりよき啓発と、その推進を目指して、人権教育の向上、充実が図られるようお願いして要望としたいと思っております。

あと、地籍図の方でございますけれども、今、内容についてはお答えをいただきまして、トレース転写ということで、これは不動産業者の方とか、専門業者の方に偏っていく場合もあるかも知れませんが、市民の方として、そういった方からのご相談もありましたし、お聞かせをいただいたわけでございますけれども、

この本市では残念なことに、しっかりとした公図のない地域もありまして、この市の地番図に頼らざるを得ないという現況でもあります。市民の方から地籍参考図より写しを摂津市地番図の転記として記入しまして、手書きの地番図を住宅ローンの申請時の公図に代わる参考図として添付をしていると、こういう点について、あくまでも地番図は参考図でありまして、権利関係には使用できないことは周知の事実ではありますが、さらにこの点について、権利関係などには一切使用できないとの文言を付記するなどして、コピー機で転写をさせていただくことはできないかと。コピー転写を認めていただけるように改善できないのでしょうかというようなご相談がありました。

これについて、行政の方の方向性として、固定資産税課とされてはどういうふうにご検討されるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、選挙関係ですけれども、アルバイトのいろいろお答えをいただきまして、努力をされて、また苦慮もされてとか、いろんなことがあると思っておりますけれども、この摂津市においては、かなり大きく、選管の方で、ご努力をいただいて進んでいると思うんです。

ただ、やはり投票率が下がっていく傾向に、これはもう全国的な傾向ですけれども、ありまして、特に摂津市はこの若い方たちの投票率も低くなっていくという現況を踏まえて、今後さらに、1点だけお答えがもれていたかなと、あわせて言っていたかかも知れませんが、新成人の方を、投票意識をしっかりと持たせていただくために、投票日にアルバイトとして採用する機会

にしてもらったらどうかということに対して、どうなのかなということが何か言っていたけなかったかと思しますので、再度、お願いしたいと思ひます。

これは、やはり選挙費用の軽減と新成人の人をアルバイトして採用して投票所に足を運ばせるということで、やはり投票というものを近いものにしていくということで、取り組んでいただきたいと思います。考えておりますので、この点についてお答えをお願いしたいと思ひます。

2回目は以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○三好委員長 宮部課長。

○宮部固定資産税課長 2回目のご質問でございますけれども、地籍図につきましては、評価課税の資料ということとあと個人の情報には含まれておらないということから、閲覧に供しておりますけれども、閲覧とそれからある一定業者の方等へのコピーのサービスをするということとは別の問題かなと考えております。

ただ、こういったコピー請求といひますか、コピーを交付してほしいというような方はまれにございまして、各市ちょっと調査もいたしてあります。北摂におきましては、本市同様、閲覧のみでコピー請求には応じておらないようでございます。本市では実例ございませぬけれども、どうしてもコピーが欲しいというような場合には、各市の情報公開条例に基づいて対応しておるといふことでございます。

個人情報ではございませぬので、ある一定手続を踏みますと、コピーを提供しておるといふのが実情のようでございます。

こういった点から、原課におけるコピーの交付につきましては、今後、検討を要するものかなと認識いたしてあります。

ただし、この場合には目的外の特定のものに対する特定のサービスということになりますので、手数料の徴収の対象になるかと考えます。

交付の方法も含めまして、手数料条例、規則の整備が必要かと考えます。他市の動向にも留意しながら検討してまいりたいと存じます。

○三好委員長 大砂参事。

○大砂選挙管理委員会事務局参事 現在、投票所のアルバイトにつきましては、薫英の短期大学の方に依頼をさせていただいておるわけでございます。ですから、投票事務にアルバイトとして参加していただくことによって、当然、選挙等にも関心持っていただけているものと思っております。

○三好委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 せつつ塾とワンストップサービスということで、せつつ塾なんです。従前、せつつ塾、政策推進課も入って、その勉強会をしまして。昨年12月に新規の塾生を募集をいたしましたところ、新規に5名の職員が新たに加わっております。これらのメンバーで話をしまして、自律的に自ら運営をしていくということのもとにたつて、今年1月から企画担当を輪番制に回していくというやり方をしております。

先ほど山田参事の方から、自己研鑽というふう言葉を使わせていただきましたが、せつつ塾の方の目的としては自己研鑽、それから市内に向けたものとしては、昨年11月2日に実施しました市長と語ろう会という形でのイベント企画という巻き込み方も考えていこう、それから昨年やっております外部、他市のグループとの交流、こういうことをやってきて、摂津市の現状を理解する、自らのスキルを高めていく。それと、現在月に1回やっ

ております会議では、2時間半ほど集まるんですけど、午後6時から。その分については1時間は研修の講師を輪番制で回して講義をする。あとの1時間半については、中でミーティングをすると、議論をするということでお互いにいろいろなポジションのところの話をするというようなことをやっております。

ただ、あくまでもせつつ塾はオフサイトミーティングということで、公式の活動ではございませんので、民間でしたら営業でありますとか、製造部門と一緒に会して話をする機会を持つことによって、それぞれのスキルが上がるというような例があります。それと同じように、オフサイトでそういうミーティングをできるだけ話し合いを持つ機会を持つというような形で、今後、進めていくということです。それから、ワンストップサービスの方なんですけど、委員のお考えはよく理解はできるんですけど、役所ということではいろんな人、市民の皆さんがやってきます。これに対して、多様な対応をしていかなければならない。

1つは、先ほど言いましたように、職員数適正化との整合もございまして、市民雇用、あるいはNPOという考え方をした場合、各窓口の情報をどのように仕事をしていただく方に伝えるかということが前の段階として必要かなと思っております。

したがって、各窓口での情報、それを文書化するとか、あるいはマニュアル化するとかいうような作業をした後でないと、一足飛びにNPOであるとか、市民雇用にはなかなか結びつかないのかなというふうに思っております。

それから、ワンストップに対しては、今、職員提案の方でありました、ようこそ摂津市役所へということで、受付機能

の強化ということで、市民課の窓口で今、配布をさせていただいておりますように、そこには何番の窓口で、こういう条件で転入された方は行く必要がありますよというお知らせと窓口番号を書いた案内しおりを配っております。それから、もう1つ、サービスマインドレボリューションという職員提案の方では、窓口業務の案内表示ということで、今、各所管の窓口の番号を整理しています。それと西口と本館の入り口には、その番号に合ったような形での各課の業務の内容も記載したような形で、従前の案内版とは違う形の案内版に変えております。

そういうことで、できるだけ市民が迷わない役所づくりというふうなことを考えておりますので、なかなかワンストップというのは、一足飛びにはそこには行かないということで、それなりの努力は続けていきたいというふうに思っております。

○三好委員長 寺本参事。

○寺本総務防災課参事 集会所の統廃合の具体的な計画についての2回目のご質問でございますけれども、集会所の設置につきましては、これまでおおよそ500世帯、または2自治会に1か所を目標に設置に取り組んでまいりまして、現在51か所あるわけでございますが、集会所の統廃合につきましては、まだ具体的には動いておりません。今後は集会所の維持補修を行いながら、集会所の稼働率や地域の実情などを勘案しながら、集会所のあり方について検討を加えていかなければならないと思っております。

○三好委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 集会所の分につきましては、補足答弁をさせていただきます。

説明がありましたように、現在51か所の集会所があります。そのうち、老人

常設集会所は39か所併設をされております。先ほど言いましたように、老朽化の進んでいる集会所につきましては、できるだけ長く地元に使っていただくという意味で、修繕を加えながら利用に供しております。

先ほど17年度実施ということがうたわれているということですが、統廃合している集会所は今現在ございません。それぞれの集会所は小規模な集会所になっております。

各自治会に近い立地条件で、喜んでいただいているのではないかないうふうに思っております。

しかしながら、例えば中規模程度の集会所であれば、今現在51か所の集会所ですので、例えば小学校区単位、12小学校ありますので、例えば4軒分、あるいは5中学校であれば10軒分の集会所をつくったならば、スケールメリットなりがそれなりに得られるのではないかないうふうに思っております。

しかしながら、地元自治会とやはり協議は必須要件でございますので、そういう時期が来ましたら、地元と協議しながら事前相談させていただきたいというふうに思っております。

○三好委員長 寺西参事。

○寺西市長公室参事 女性政策レターにつきましてのご質問でございますが、これにつきましては、一応職員に対する啓発というふうなことで、平成14年度からせつつ女性政策レターという手紙というふうな形で、現在、市内のネットワークを通じまして、職員に一応配付させていただいているということございまして、女性政策課といたしましては、このような取り組みをしていますよというふうなことを、職員の皆様方にも啓発しているというふうなところでございまして、

今後につきましても同様な形で一応取り組みを進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○三好委員長 市長公室長。

○中西市長公室長 若干、先ほど予算書の中での男女共同参画センターの費目の件でご意見ちょうだいいたしましたんですが、これは従来からこういったケースの場合、条例改正案と議案書、これはまだあくまで議案書でございまして、ご可決賜った以降、これが予算として動くわけございまして、そういう形の中でご提案を申し上げてご意見をちょうだいするという形でやっておりますので、市民のご意見を無視して、こういう形で既にやっているという形ではございませんので、その辺はご理解賜りたいと思っておりますのでございまして。

もう1点、懇話会の議論でございますが、これは非常に、今までもご提言はいろいろな形でちょうだいしておるわけでございますけれども、そのことに基づきまして、今日の女性プランとかが運営してきておりまして、中身が不十分だとかいう形につきましては、私どもの提案の仕方が若干整っていなかったかということで、中では十分ご議論いただいているというふうに私ども受けとめておりますので、その辺よろしくお願ひしたいと思っております。

○三好委員長 本保委員。

○本保委員 それでは、2回目にお答えいただいた件につきまして、市立集会所の管理事業の統廃合の件でございますけれども、今、総務部長にお答えをいただきましたように、この点につきましては、こういった話が出ているということはやはりもしかしたらということで、やはり皆さん、心配しておられる方も多いと思います。最終的にこういう形で提示して

いるから、一方的に敢行していきますよというのではなくて、今おっしゃっていただいたように、地元利用者等の皆様とよく話し合っていていただいて、ご理解をいただいて円満にしっかりと移行できますように、最大のご努力というのをお願いしたいと思います。

あと、人材育成の行革の方でせつつ塾とか、ATOMS運動とか、職員の皆様の頑張っていたら結果でございますけれども、今、大変ご説明いただきましたが大変よくわかりました。

今後ともこの人材育成に行財政改革の推進力として今後とも職員の意見が活かされて、またその取り組みが業務改善に映されるように頑張っていたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

しつこいようですけれども、ワンストップサービスの庁舎内の案内ですけれども、そんな専門的な物すごく難しいことまで全部網羅するというのは、やっぱり相当年数これを専門的にやらないと、難しいというか、できないのではないかとというふうに単純に考えてしまいます。やはり市民公募とか、そうだったらNPOに任せるとかということは前提として消えてしまうわけですね。何もならないとおっしゃっていることと、じゃあ現実には違うじゃないかと、このギャップはどう埋めていくのだということになりますので、テストケース的にでも、市民公募した方とか、NPOの方とかをお願いをして、案内の方だけでも今その目に見える形ではものすごく努力していただいているのは今のご説明で大変よくわかりましたけれども、やはりその庁舎の中、具体的に人間にはいろんな方がいらっしゃるんですね。私たちが若いときにはわからなかった不便さというものを加齢とともに、だ

んだんいろいろとあちこちで感じるようになりますので、人間が人間をケアしていくとか、フォローしていくとか、そういったことに世の中も注目をされていますように、人がどうですかと、どうされたんですかと。どこですかと、書いてあるでしょうかではなくて、声をかけてあげることによって、庁舎に来られた方の気持ちというのがそれだけでも随分と違うし、たったそれだけのことでやはり民間の皆さんと市民の皆さんと、この行政の皆さんの距離がグッと縮まるというか、そういった形で上下関係で、どちらが上下であってもいけないので、やはり行政と市民が同じ位置に立つところで協働という言葉が実際的に動き出すのではないかなと思いますので、こういった形の端緒というのは本当に小さなところから、それが大きな力になっていくと思いますので、最初から大きなことを考えるとできないと思いますから、テストケース的にでも結構ですので、やはり考えるよりやっぱり、よっぽど処理の重要なのは、大体カウンターのところと並べてあるわけがありませんから、そういったことも加味していただいて、早期に具体化に対して積極的に取り組んでいただけますように、これは要望といたしますので、よろしくお願ひいたします。

あと、今、市長公室長の方からもお話がありましたけれども、やはりそういった我々が事務的に処理していることでも、やはりしつこいようですけれども、やはり市民の方はそれを見たときにどう思われるかということを考えていただきたいと思います。事務的にこれは5か月間、私たちにとってはそうであっても、やっぱりただこれだけを見た人の考え方というか、市民の気持ちというのを考えてあげていただきたいと思います。

そういったことに細かい配慮をこれからは、やはりしていかなないと、市民との協働ということは、1歩も進んでいかなないと、このようにも考えますので、そういった点について、たったこれだけのことにと思われるかもしれませんが、たったこれだけのことが意外と大きなことに結びついていたり、やはり大事なのではないかなと、市民の皆さんはやはりこちらの行政の皆さんの出方次第という言葉は悪いかもしれませんが、皆さんがどのような形で手を伸ばしてこられるか、それによってはいつでもいいですよ。助けますよと、一緒に頑張りますよと、欲得抜きで頑張りますよというふうに言っていただける、市民はやはり賢い、情もあるということをやはりしっかりと考えていただいた上ですべてのことに、特に女性問題が今すごく焦点を浴びるような位置に位置しておりますので、そういったことにも繊細に考えていただけたらなと、このように思いましたので、苦言を呈する形になりましたけれども、申し上げさせていただきました。

女性政策レターにつきましては、今お答えいただきましたけれども、何回も申し上げているんですけども、やはり具体的にこれを活用しないと、庁内でやはり市民の皆さんに男女共同参画を、うちは進めるんですよという話を仮にするならば、やはり施策としてこういったことを庁内で試しにやりましたと。職員みんながやりましたと。市民の皆さんもどうですか、とてもいいですよというようなことを意見集約して、やはり実際的なプランとして挙げて行っていただきたいというふうに考えるわけです。

これもずっと言っています、目に見えないことだからということで、何も展開がなされていないというのは正直言っ

て、これは事実であると思いますから、やはりレターを流すだけではないと、張りつけるだけではないというふうにして、せっかく出しているものですから、これも費用がかかっているわけですから、有効に活用していただきたいと思います。

ぜひ、この男女共同参画社会推進に向けての各自の実践できる、目に見える形に、あるいは結果が出てくるような方向でも、目に見えない形でも結構でございますが、私はこれをやっていると言えるような実践項目をはっきりと、プランニングをしていただきたいと思います。率先垂範の姿勢で、職員の皆さんがまず実行していただく、そうあるべきではないかと、このように考えますので、プランの早期作成を強く要望いたしておきます。

あと固定資産税課の方の地籍図のコピーの件でございますけれども、今ご説明いただきましたのは大変よくわかりました。ただ、最近では法務局の方でも公図のコピーを取得できるようになっているということでございまして、現状少し変わってきております。

コピー機をそれを職業になさっている方は費用の一環として、経費として考えていただいて、今おっしゃっていただいたように一定手数料をいただくという有料に当然していただいた方が、逆にはいいのではないかと、その際に、費用対効果を十分考慮していただいた上での話ですけども、固定資産税課の地籍図を置いているそばに有料のコピー機を設置をしていただいて、それも1枚とったら10円とか20円とかといったものではなくて、しっかりと、そこにコピー機を設置をして有料にして、費用対効果が上がると考えられるような値段の設定も価格

にもそういうふうに設定をしていただいで、検討していただけるように、これは要望しておきますのでよろしくお願いいたします。

あと投票の方の話でございますけれども、今、薫英の学生さんということで、これは薫英の学生さんは摂津市在住の薫英の学生さんですよね。もちろんそうだと思います。ですから、しっかりと摂津市在住の学生さんだったら頼んでいただく、学生さんでなくても新成人の方も学生さんでない方もいらっしゃいますので、この方たちにしっかりと投票意識を若者を含む投票率の向上が図られますように、また経費削減とあわせてぜひ実施をし、頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○三好委員長 大澤委員。

○大澤委員 それでは、予算概要20ページの財産管理費、庁舎管理事業についてお尋ねします。

事業費総額1億9,523万9,000円計上されており、16年度予算額と比較しますと1,830万2,000円の増額となっております。内訳を見ますと、修繕費が前年度より1,588万3,000円の増額となっております。それでお聞きしますが、この増額の理由をお教えてください。

次に2点目としては、庁舎総合管理委託料3,559万7,000円が前年度2,953万5,000円より606万2,000円増額されています。委託業務の内容に前年度とは違いができたのでしょうか。その増額の理由をお教えてください。

次に3点目、光熱水費5,100万円ですが、これは16年度と同額であります。過日の本委員会において15年度の光熱水費が予算額5,234万5,00

0円に対して決算額が4,286万3,000円で、948万1,000円の残額が出るということで質問いたし、内容をお聞きしましたら、庁内の節電に努めた結果、約400万円近い電気料金が節減できたということをお聞きしました。

職員の皆さんの努力によって節約できた成果に対しまして、予算計上においては全くそれを配慮せずに、また同じ額を予算として計上されています。問題は、決算額が幾らということですから、それが節約できておればいいということではありませんけれども、せっかく努力によって電気料金のみだけでもそれだけの減額ができたのであれば、当然それを予算の中において反映させるべきではないか。これだけの努力してこれだけ安くなりましたよということも必要ではないかと思うんですが、その辺のところのご見解を一度お聞きしたい。

16年度も17年度も5,100万で同じ額というのも何か毎年同じでいいのかなと、当然あれもこれもということで節減に努めてもらわなければならないのではないかと思います。その辺いかがでしょうか。

次に、同じく概要の33ページ。納税課の通信運搬費485万円ですが、これは16年度より50万減額されています。この内容は恐らく過日委員会では私が質問しました市民税及び固定資産税の納期前の通知はがき、これがきちっと納税されている市民から見れば、むだなことであるということで批判が出ておりましたので、その旨申し上げて改善を要望しました。その結果ではないかと思っておりますが、納税率を上げるために出されていた通知はがきであったわけですから、今年度は徴税率を上げるための工夫をどのようになさったかと。50万減額され

たということは、何らかの対応を変えていかれたように思います。その辺のご努力があれば一度内容をお聞かせください。

次に、同じく概要の33ページ、固定資産税課の課税事業のうち委託料であります。家屋評価支援システム修正業務597万7,000円と土地評価支援システム修正業務160万とあります。この評価支援システム業務とはどのような業務内容なのか、前年度はこれがなかったものですから、内容をお尋ねします。

次に、固定資産税システム税法改正対応委託料は、15年度並びに16年度よりも525万増額となり、この倍になっていますね。1,050万となっています。また、手数料は16年度は25万4,000円が17年度は843万3,000円と大きく増額しておりますが、その理由をお尋ねいたします。

次に、歳入についてですが、予算書の55ページ。款18、繰入金の項2、基金繰入金についてですが、前年度に比べて5億8,700万円、27.8%もふえています。いろいろと歳出削減の努力をされていると思いますが、それにもかかわらず、基金繰入金が大幅に増加した理由と現在の基金の状況についてお伺いします。

次、公債費の削減について、予算書245ページの一般会計における地方債の現在高の見込みが掲載されています。過去の予算書と比較してみますと、平成10年度末の現在高がピークでありまして、449億798万3,000円となっています。平成17年度末の現在高見込みは、349億8,571万1,000円でありまして、実に22.1%、99億2,227万円の減となっています。16年度と比較しましても、383億4,600万円で、約9.1%の減額になる

わけで、これは元金償還金以内での市債発行によるものと考えますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

次に、たびたび質問が出ております、校区の地域防災組織の立ち上げについてお尋ねします。これは、16年度の代表質問においても校区の防災組織の立ち上げを早急にするべしということを申し上げました。それで、阪神・淡路大震災からもう10年の経過の後に、まだ12小学校校区の中で7校区の立ち上げしかなされていないということで、いろいろ防災についてご答弁を聞いておりましたけれども、私は災害が起こった後の支援、ここに問題がありはしないかと。

というのは、神戸のケースを見ましても、いわゆる自治会組織の確立をされていないところは救援物資が十分に市民一人ひとりに行かなかつたと。自治会組織のきちりしているところは速やかに行つたと、これは事実なんですね。

ですから、そういう面から見ましたら、各校区での立ち上げについて、市はどのように要望し、またその必要性を本当に積極的に話をなさっているのかなど。めったに起こらんことですから、これから先も起こるかどうかわかりませんが、もし災害が発生したときにそういう地域差があったとき、十分に防災システムの行き届いたところとそうやないところとの間には格段の差がついてくる。そのときに、その対応について、自らがそういう組織をつくらなかったからだというようなことは、私は恐らく通らないであろうと、結局は市の怠慢ということになってくるのではないかと思います。

ですから、そういった面で、もっとも校区におけるの各自治会への働きかけが大事ではないかと。

例えば、1校区において、10の自治

会があるとすれば、全部の自治会の足並みがそろいのを待っていたのではだめであろうと、その中で3自治会でも4自治会でも同意すれば、まずそれで立ち上げると、それであれば私どもの自治会もその組織に入らないといけないというような自主的な動きの中から呼びかけもし、また組織に入らせていただくというような運び方でないといけないのではないかと思うわけです。

実は、この13日に私、別府ですから別府小学校区のことを言いますとどうかという思いもしますけれども、別府小学校区自主防災会というマニュアルがありまして、その訓練内容をちょっと申し上げますと、まず情報訓練、それから避難誘導訓練、消火訓練、給食訓練、その給食訓練の中には炊き出し訓練と非常食の搬送訓練、そして救援物資の配給というようなことを折り込んでおられるわけです。

こういうことで訓練をなさって、実際に体を使ってやっておられる地域と、全くそれをなされていない地域は、いざというときには格段の差が出ると、これは歴然とすると思います。ですから、そういった格差をなくすることが、行政としての責任ではないかと、私はそう思いますので、とにかく速やかに積極的に、各自治会、校区の自治会に働きかけ、また校区としてあと残っている5つの校区の自治会に対しては、働きかけをもっともっと積極的にやっていただいで、10年もたってまだ7つしかできていないということはいかがなものかと。

昨年、申し上げてからでも、何か1つの校区ができたと聞いておりますけれども、結局そのときの答弁では最大の努力をするということを言うておられたにもかかわらず、これでは努力をされているとは思えないというところで、今後の本

当に真剣な取り組み、その辺をお聞きしたいと思います。

○三好委員長 答弁を求めます。堤参事。  
○堤財政課参事 それでは、私の方から予算書55ページの繰入金についてと、245ページの公債費の抑制についてご答弁申し上げます。

まず、予算書55ページ、繰入金についてでございますが、平成17年度は公債費のピークを迎えまして、公債費の額は借換債を除きます実質ベースで過去最高の60億2,193万3,000円となりました。前年度に比べ、7億4,358万9,000円、14.1%と大幅に増加いたしております。このような状況に対処するために、人件費では前年度に比べ、6億5,304万2,000円の大幅な減をはじめ、資本費平準化債の発行による、公共下水道事業特別会計への繰出金の抑制や、補助金の見直し、事務事業評価による経費削減などの努力を行いつつ、実質ベースでの歳出増加額につきましては、2,790万円、0.1%にまで抑制をいたしました。

しかしながら、歳入の根幹であります市税はピークの9年度決算額202億4,000万円に比べまして、34億1,000万円も減少しており、交付税や臨時財政対策債も大幅に減少いたしております。

これらの一般財源の減少を補うため、財政調整基金など主要3基金から26億9,223万5,000円を取り崩し、繰り入れを行ったものでございます。

この結果、公共施設整備基金を含む主要4基金の平成17年度当初予算による取り崩し後の現在高見込みは一般会計の借入分を除きます実質分で合計12億4,636万8,000円となったものでございます。

続きまして、245ページの公債費の抑制についてでございますが、平成10年1月に策定されました摂津市行財政改革実施計画、いわゆる第1次実施計画を受けまして、同年9月に摂津市財政健全化計画を策定いたしました。この中で、市債現在高の増嵩を受け、今後の市債の発行につきましては、その発行額を元金償還金以内にとすることといたしました。これは交付税の算入の対象となるような事業債の発行であろうとも、別枠とはしないという決意のもとで、この方針のもと平成11年度以降の市債の現在高を減少させてまいったものでございます。

それで、その結果、平成17年度以降、地方債現在高倍率というのがございまして、普通会計の地方債の現在高を標準財政規模で除したものを、地方債現在高倍率と呼んでおりますが、それにつきましては、平成7年度以降、ずっと2倍台で推移をしておりました。標準財政規模につきましては、ここ数年減少が続いておりますもので、15年度決算ではまだ2.18倍と、2倍は超えておるんですが、17年度の現在高見込みで試算いたしますと、2倍は若干ですが切るような見込みとなっております。当面の目標として、2倍を切ることを掲げておりましたので、近々2倍を切るということは達成できるのではないかなというふうに予測をしております。

しかしながら、府下都市平均につきましては、15年度決算では1.75倍となっておりますので、今後も引き続き元金償還金以内の市債発行に努め、府下平均を下回ることを次なる目標に、抑制を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○三好委員長 宮部課長。

○宮部固定資産税課長 固定資産税の課

税事務事業の手数料と委託料についてのご質問でございますが、その中で前年になかったものがある。それから、額に大きな差が出ておるといようなご質問の趣旨であったかと思いますが、これは固定資産税の評価替えが3年ごとにありますことから、すべて評価替えに関する事務でございまして、3年に1度、ボリュームが大きくなるというようなことで、このような金額の差が出ております。

その中で、家屋評価支援、土地評価支援システムとはどのようなものかというふうなお問いでございますが、家屋評価支援システムと申しますのは、従来、紙ベースで家屋の評価をやっておりましたものを電算システムの中で積算して、家屋評価をするというものでございます。

それから、土地の評価支援システムと申しますのは、地籍図、先ほどありました地籍図でございますとか、あるいは航空写真でございますとかを電算の中に取り込みまして、その中で奥行き、あるいは間口等をはかることができるということで、土地の課税事務のまさしく支援システムとして使用しております。

この分につきましては、再来年は評価替えの年でございますけれども、実際に評価替えの事務をいたしますのは、17年度中ということで、この17年度にこのシステムの更新費用として計上したものでございます。

それから、税法改正対応費用が525万から1,050万円になっておるといことでございますけれども、これも固定資産の税制改正と申しますのは、評価替えごとに大きな税制改正はございまして、その大きな税制改正に対応するために、通年525万円のところを1,050万円ということで計上させていただいております。

次に、手数料でございますけれども、ご質問の中で手数料25万4,000円が843万3,000円になっておるといってお問い合わせでございますけれども、実はこの25万4,000円と申しますのは、16年度予算で納税課所管の手数料でございます。私ども固定資産税課所管の手数料につきましては、16年度は1,948万2,000円となっております。この843万3,000円との差額が1,104万9,000円の減少となっております。この分につきましても評価替えによるものでございますけれども、この平成18年度の評価に向けまして、路線価付設業務を実は平成16年と17年度と2年度にわたって行うことになっております。

この路線価付設業務が17年度、2年度目に当たることから、平成16年度の983万8,500円から平成17年度は702万4,500円ということで、この分につきましては、281万4,000円の減となっております。

それから、この路線価を付設するに当たりまして、一定の地域ごとに標準宅地の鑑定というのをを行う必要がございます。

これは、価格基準日が17年1月1日ということでございますので、平成16年度の事業といたしまして、標準宅地鑑定業務手数料718万4,625円が計上されておりました。

それから、基準年度以外の年度の評価に向けましては、新たな評価地のための路線価を新設する必要がございます。平成16年度は新設路線鑑定業務手数料、これを105万計上いたしておりましたが、平成17年度の新設路線につきましては、平成18年の評価替えに組み込んで行うために予算計上いたしておりました。

合計1,104万8,625円減少いたしましたことから、平成16年度予算、1,948万2,000円でありましたところ、843万3,000円として計上させていただいたものであります。

○三好委員長 寺本参事。

○寺本総務防災課参事 それでは、庁舎管理事業に係りますご質問の中で、まず修繕料に係る分でございますけれども、この1,588万の増額の理由でございますけれども、これにつきましては、緊急電源装置というものが庁舎に設置しております。これは停電や落雷があったときに非常用発電機が作動するまでの間に、急に電源が落ちることによりまして、業務が停止し、市民サービスに支障を来すことを防止するための停電対策用の緊急電源装置でございますけれども、これにつきましては、平成5年新館庁舎建設時に庁舎の停電対策用電源装置を庁舎7階の機械室に設置しておるわけですが、耐用年数が10年のところ、平成17年度で12年を経過することに相成っております。

それに伴いまして、電源装置本体の寿命が来ているということから、買い替えすべき時期が参っておるということで、これにつきましては、市民サービスを最優先に支障を来すことがないように、取り替えに予算を計上させていただいた次第でございます。

それから、同じく庁舎管理事業の庁舎総合管理委託料の増額のご質問でございますけれども、これにつきましては、従来庁舎管理またエレベーター管理等、16項目の総合管理を委託しておるわけでございますけれども、それに加えて汚水槽等清掃業務、また空気環境測定業務、また消防設備等保守業務等、この3業務につきましては、総合管理委託という

ことで委託することに相成りまして、計上させていただきます。

それから、光熱水費の5, 100万の前年度と同額についてのご質問でございますけれども、これ光熱費につきましては、電気代等空調関係が非常に大きなウエートを占めておりまして、室内温度の変化に柔軟に対応するためには、夏場のクーラーの使用時、また冬場の暖房の使用時に備えまして、昨年と同額を計上させていただきます。

また節電につきましては、引き続き絶えず努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それから、最後に自主防災会のご質問でございますけれども、東南海・南海地震が今世紀の前半にも起こる可能性が高いと言われておる中、地震や風水害など、広域的に災害が起こった場合は地域住民によります初期の救援活動が大変重要になってまいるわけでございますけれども、このような場合、自主防災組織につきましては、非常に有効な手段ということで、現在、7つの小学校区で立ち上げをいただいておりますけれども、未組織の校区につきましても5つあるわけでございますけれども、その中でも連合自治会独自で防災訓練を行っていただいておりますので、ご指摘のように早期組織化に向けまして、連合自治会長や地域の役員方々に機会あるごとに啓発冊子など、活用しながら組織化に向けて、働きかけてまいりたいと考えております。

また、近々には1校区立ち上げの打ち合わせをすることに、これは本日連絡が入ったわけなんですけれども、またほかの未組織の校区につきましても、機会あるごとに啓発に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたし

ます。

○三好委員長 井田参事。

○井田総務部参事 大澤委員のご質問の中の納期のお知らせについての今後の対応についてでございますが、これはさきの当委員会でご答弁させていただきましたとおり、その方向で今計画しているわけでございます。さらに、市税の徴収率の向上並びに納期内納付の促進の観点から、口座振替率の向上に向けた取り組みが必要であります。新規に取得した固定資産税の課税対象者及び退職等により市府民税特別徴収から普通徴収へと切り替えとなった課税対象者に対象を絞り込み、市民税、固定資産税、両課とも連携をとりながら、個別に口座振替勧奨を積極的に実施していくとともに、あわせて従前からの納税者については、口座振替の利便性のアピールを行っていくために、必要な経費として60万円程度の予算配分をお願いいたしました。

○三好委員長 暫時休憩します。

(午後4時55分 休憩)

(午後4時56分 再開)

○三好委員長 再開します。

本日の委員会は、この程度にとどめ散会します。

(午後4時57分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三好 義治

総務常任委員 森西 正